

(仮称) 新・行財政改革プラン素案

平成19(2007)年9月

川 崎 市

目 次

第1章 新・行財政改革プラン策定の必要性

1	これまでの行財政改革と主な効果	1
2	本市が抱える課題と行財政改革の継続の必要性	3
(1)	多様化・増大化する市民ニーズと行財政運営のさらなる効率化	3
(2)	依然として高水準にある本市の職員数と人件費	4
(3)	新たな公共サービス提供体制の確立	5
(4)	本市の財政状況	5
(5)	国の行政改革施策に関連した行財政改革の実施	7

第2章 新・行財政改革プランの基本的考え方

1	基本目標「元気都市かわさき」を実現する都市経営基盤の確立	8
(1)	基本目標設定の考え方	8
(2)	新実行計画との連携と新・改革プランの基本方針	8
2	取組期間	9
3	行財政運営の視点	10
(1)	民間部門との適切な役割分担による公共サービスの提供	10
(2)	持続可能な財政基盤の構築	14

第3章 効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築

1	市民生活を支える様々な施策・制度の見直し	17
(1)	社会経済状況の変化に対応した施策・制度の再構築	18
(2)	補助・助成金の見直し	20
(3)	受益と負担の適正化	21
2	都市基盤・施設整備事業の効率的な執行と効果の発現	22
(1)	既存計画の見直し	23
(2)	効率的な整備・運営手法の導入	23
(3)	適切かつ効果的な維持補修による長寿命化の推進	24

(4) 既存ストックの有効活用や複合化	25
(5) 総合的土地対策の推進	26

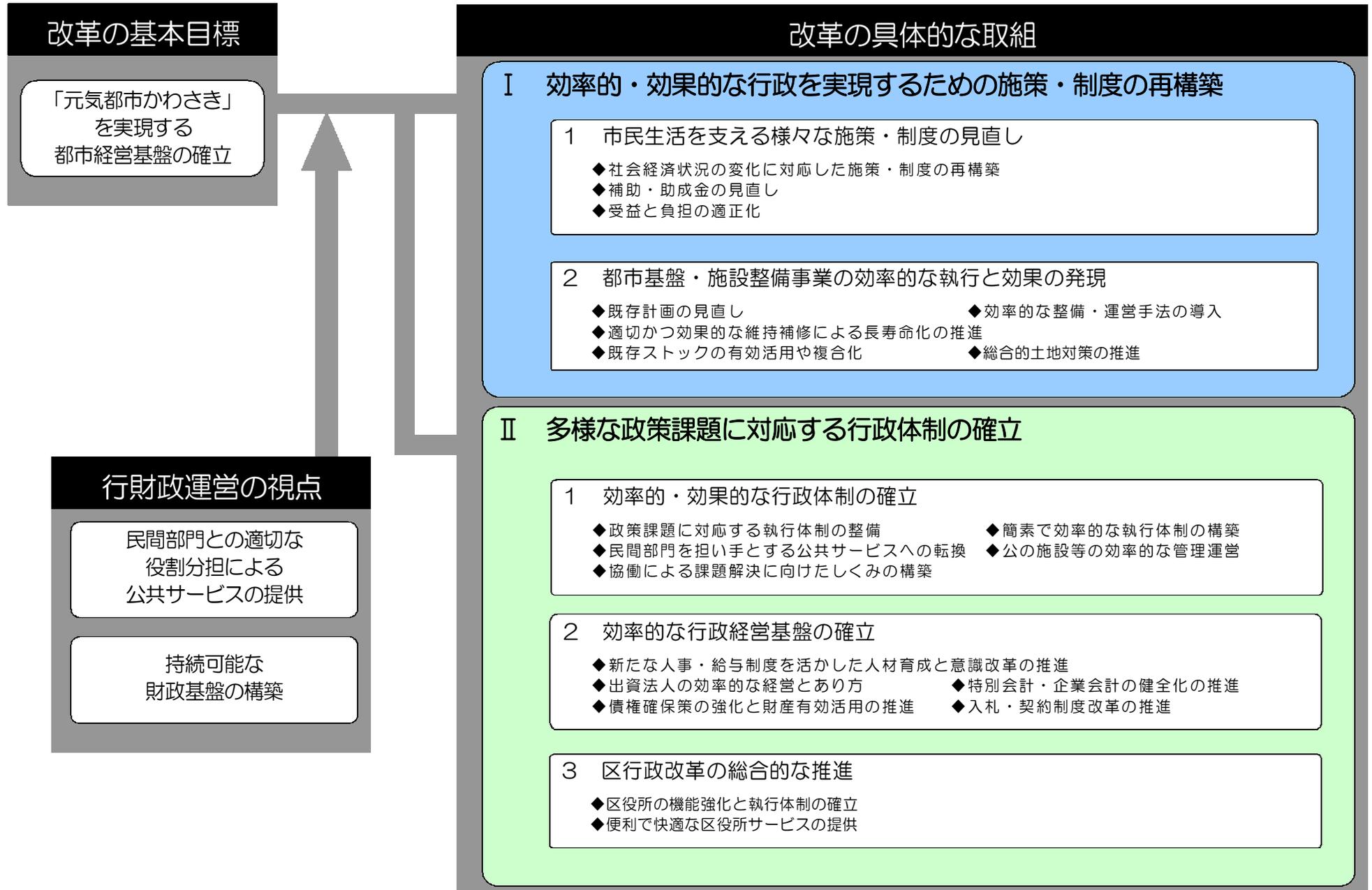
第4章 多様な政策課題に対応する行政体制の確立

1 効率的・効果的な行政体制の確立	27
(1) 政策課題に対応する執行体制の整備	27
(2) 簡素で効率的な執行体制の構築	31
(3) 民間部門を担い手とする公共サービスへの転換	33
(4) 公の施設等の効率的な管理運営	34
(5) 協働による課題解決に向けたしくみの構築	35
2 効率的な行政経営基盤の確立	36
(1) 新たな人事・給与制度を活かした人材育成と意識改革の推進	36
(2) 出資法人の効率的な経営とあり方	38
(3) 特別会計・企業会計の健全化の推進	41
(4) 債権確保策の強化と財産有効活用の推進	43
(5) 入札・契約制度改革の推進	45
3 区行政改革の総合的な推進	46
(1) 区役所の機能強化と執行体制の確立	46
(2) 便利で快適な区役所サービスの提供	47

第5章 新・行財政改革プランの推進体制と進行管理

1 改革に対する意見を伺う委員会の設置	48
2 行財政改革推進本部会議の設置	48
3 川崎再生ACTIONシステム(事務事業総点検)の活用	48

新・行財政改革プラン素案 体系図



第1章 新・行財政改革プラン策定の必要性

1 これまでの行財政改革と主な効果

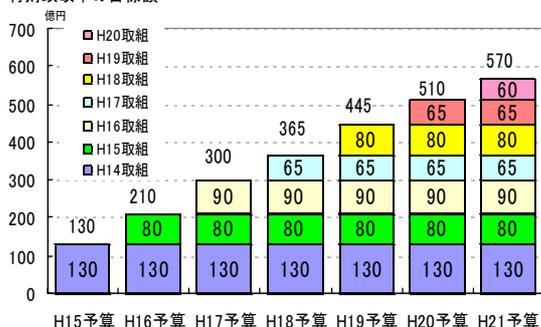
本市は、平成14年7月の「財政危機宣言」以降、川崎再生のためには持続可能な財政基盤を確立することが不可欠であるという認識のもと、行財政改革を市政運営の最重要課題として位置付け、同年9月に川崎市行財政改革プラン(以下、「行財政改革プラン」を「改革プラン」という。)を策定し、その取組を着実に推進してきました。

また、平成17年3月に策定した第2次改革プランでは、川崎再生フロンティアプランと互いに連携を図りながら、引き続き行財政改革を本市の最重要課題に位置付け、取組を一層強化し推進してきました。

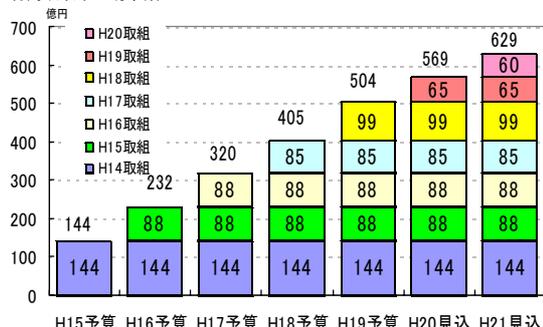
これまでの行財政改革の主な効果を集約すると、次のようになります。

- ①改革の目標数値として掲げている財政的効果について、平成19年度予算では、目標額を59億円上回る504億円の効果をあげました。

行財政改革の目標額



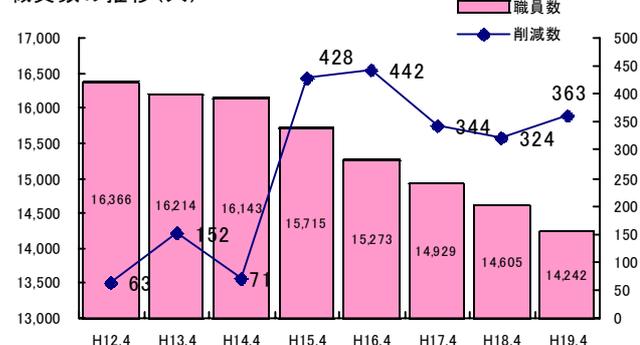
行財政改革の効果額



- ②「民間でできることは民間で」とい

う基本原則に基づき、事業の民営化や指定管理者制度の導入など事業執行手法の見直しを図りながら、その他の手法も含めて、平成15年4月からの5年間で1,901人の職員を削減したほか、人事給与制度についても抜本的な見直しを図りました。

職員数の推移(人)

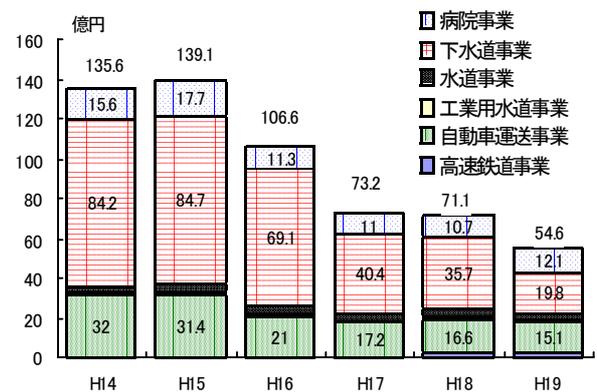


③建設事業等における厳しい事業選択や優先順位付け、市民サービスを中心とした施策の再構築など、川崎再生フロンティアプランの3か年の実行計画の策定に合わせて様々な見直しを着実に推進してきたことにより、平成14年度の「財政危機宣言」時に見込んだ収支不足の状況について確実な対応を図りました。

④自治基本条例の施行や区行政改革の推進により、地域課題への的確な対応、市民活動支援の推進、区役所サービスの向上と効率化、市民参加による区行政の推進などの取組が具現化しました。

⑤地方公営企業や出資法人について、経営改善に向けた計画や指針を策定し、公営企業会計に対する基準外繰出金の縮小や出資法人の統廃合など、一定の成果をあげました。

公営企業への基準外繰出金の推移(当初予算ベース)



なお、こうした改革の着実な推進により生まれた成果を、平成18年度の小児医療費助成や私立幼稚園保育料補助の拡大に引き続き、平成19年度当初予算においても、市内小中学校普通教室の冷房化やこども文化センターの床改修など、こども関連施策を中心に市民サービスへ還元したところです。

2 本市が抱える課題と行財政改革の継続の必要性

第1次改革プランを策定した当初は、それまでの行財政運営をそのまま続けていけば、財政再建団体に転落する可能性があり、そのあり方を根本的に改めるため、改革を断行していく必要がありました。

また、第2次改革プランの策定時においても、第1次改革プランにおいて、ほぼ計画どおりの成果となったものの、国の制度改正等の影響もあって、本市を取り巻く行財政環境は、依然として厳しく、先行きの不透明な状況にあり、市民生活の維持向上を図るためには、改革を継続することが不可欠でした。

そして現在、様々な改革目標の達成により、一定の成果を挙げていますが、平成19年度予算においても、減債基金からの借入れにより収支均衡を図っていることなどから、本市の財政環境は依然として厳しい状況にあります。

したがって、効率的かつ健全な行財政基盤を確立していくために、限られた財源や資源を最大限に活用し、社会経済環境の変化に的確に対応しながら様々な施策の再構築を進めるなど、今後も改革を一層強化していくことが必要です。

(1) 多様化・増大化する市民ニーズと行財政運営のさらなる効率化

本市の人口は、最新の推計調査によると、大規模な住居系開発事業などによる社会増を主要因として、平成37年まで増加傾向が続く見込みです。また社会経済の担い手である生産年齢人口(15～64歳)も、平成37年にピークを迎えるまで一定規模を維持する状況にあります。

一方、老年年齢人口の増加も著しく、いわゆる団塊の世代(昭和22～昭和24年生まれ)が老年年齢(65歳以上)となる平成27年を過ぎたころには、老年年齢人口は本市全体の20%を超え、その後は着実に増加が見込まれます。反対に、年少人口(14歳以下)については平成22年をピークに減少が見込まれ、その傾向は今後継続していくものと推計されています。

こうした本格的な少子高齢社会の到来などの社会構造の変化に伴う価値観やライフスタイルの多様化等に加え、年金、医療、福祉等の様々な制度改正等の影響により、本市行政に対する市民の期待やニーズは今後も増加することが想定されます。

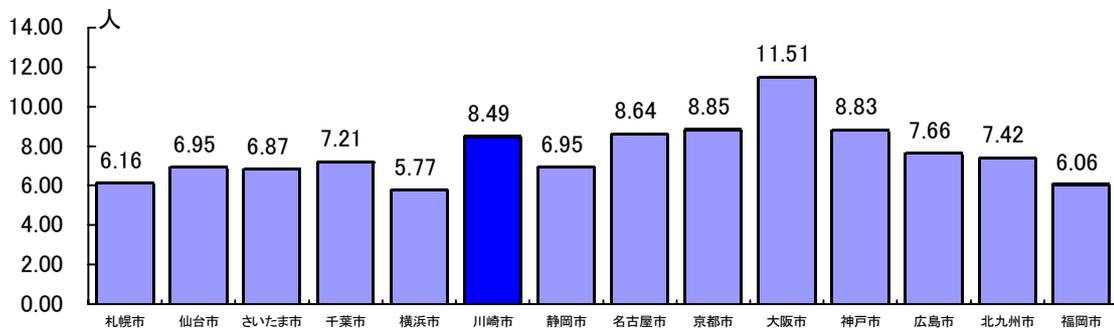
このような状況においても、限られた財源や資源の中で、市民に真に必要なサービ

スを確実に届けるという本市の使命を踏まえると、今後の市政運営にあつては、制度や手法の抜本的な見直しを継続することが、何よりも重要です。

(2) 依然として高水準にある本市の職員数と人件費

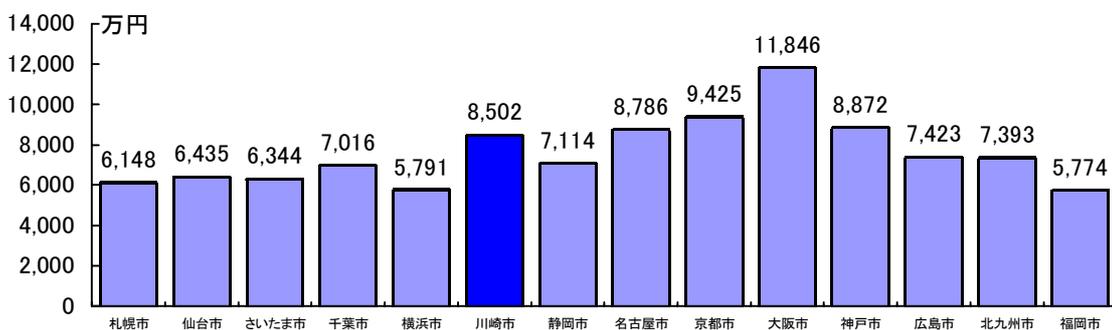
本市は、平成19年4月までで、1,901人の職員を削減してきましたが、平成18年4月における各指定都市の人口1,000人あたりの普通会計における職員数を比較すると、本市は多い方から5番目になっており、依然として高い状況にあります。

各指定都市人口1,000人あたりにおける職員数(普通会計)の比較(平成18年度総務省「地方公共団体定員管理調査」より抜粋)



また、人件費に着目してみると、平成17年度の普通会計決算における人件費と、平成17年度の住民記録台帳から、人口1,000人あたりの普通会計人件費を算出し、他の指定都市と比較した場合も、本市は多い方から5番目となっています。

各指定都市人口1,000人あたりの人件費の比較(平成17年度普通会計決算から算出)



こうしたことから、本市の人件費は、特に首都圏に位置する他の指定都市に比べて高いと言えますが、その要因に、依然として職員数が多いことが挙げられます。

(3) 新たな公共サービス提供体制の確立

本市はこれまで、「民間活用型公共サービス提供システム」の構築を行財政改革の基本的な考え方に掲げ、「民間でできることは民間で」という原則のもと、民間部門を積極的に活用してきました。例えば指定管理者制度については、個別法等により管理運営主体が定められている施設を除く約340の公の施設のうち、制度が導入された施設は、平成19年度末までで180施設になる予定です。

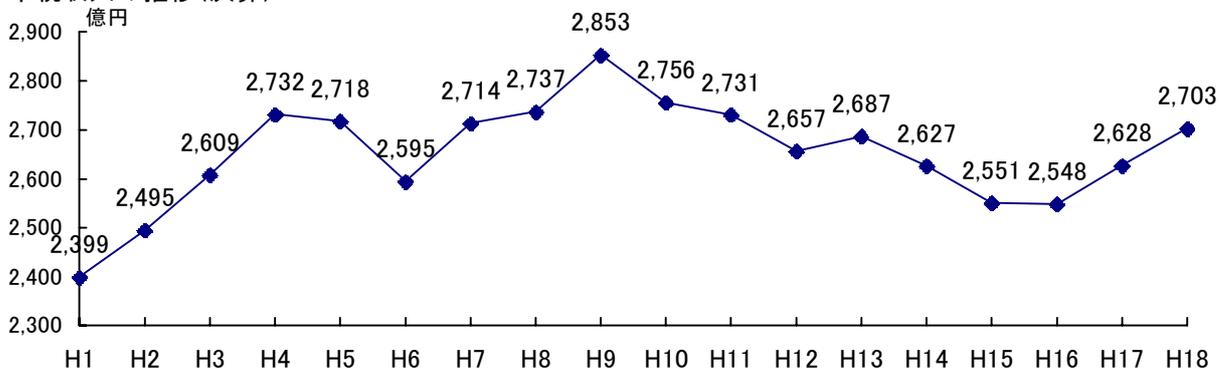
今後も多様化・増大化が見込まれる市民ニーズに、限られた財源の中での的確に対応していくためには、互いの役割と責任の所在を明確にした、適切な連携による新たな公共サービス提供手法を確立して、サービスの安全性や継続性を確保したうえで、民間部門を有効に活用していくことが重要です。

(4) 本市の財政状況

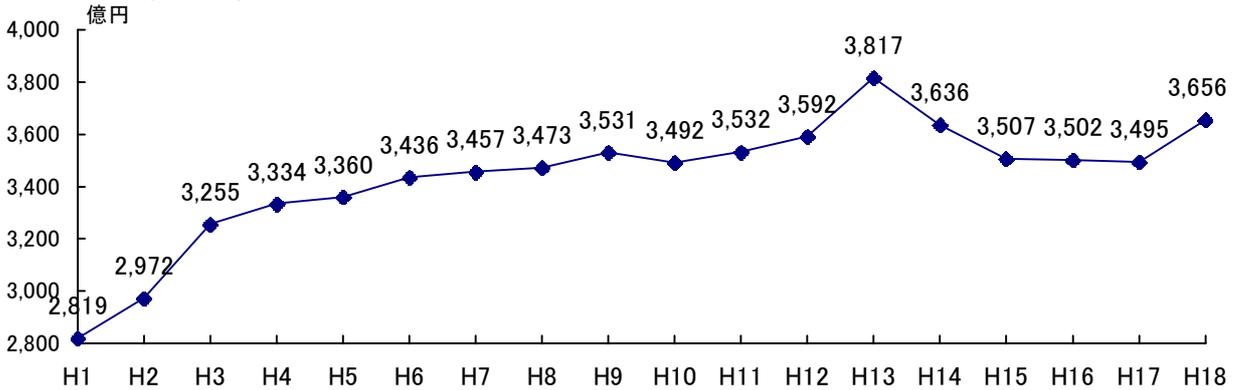
危機的な財政状況から、行財政改革を進めて、目標を上回る成果をあげたにもかかわらず、未だ厳しい財政状況にあるのは、市税収入が減少傾向にあったことや、国の三位一体の改革の影響等による一般財源の減が大きな要因です。

歳入の根幹である市税収入の決算額は、平成9年度をピークに減少傾向となり、平成17年度にようやく増加に転じたところです。また、三位一体の改革により、地方財政の収支不足を補てんする臨時財政対策債が大きく減少したことなどから、普通会計における市税収入を中心とした一般財源総額は、平成13年度をピークとして減少を続け、平成18年度においてようやく増加に転じています。

市税収入の推移(決算)

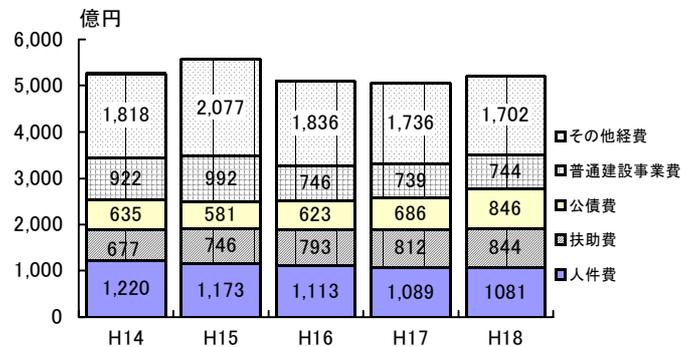


一般財源の推移(決算)



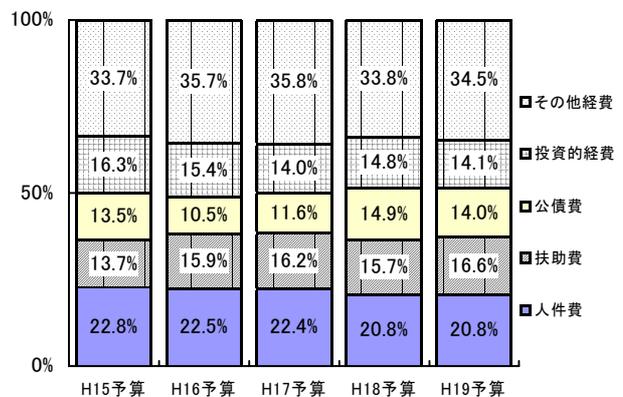
一方歳出では、平成14年度からの普通会計決算の推移を見ると、人件費は職員削減の取組の影響等から減少しているものの、扶助費や公債費は増加しており、人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費は、平成18年度決算において、平成14年度との比較で約10%の増となっています。なお投資的経費は、一般財源が減少傾向であったことから、義務的経費への対応を優先せざるを得ず、平成18年度において平成14年度との比較で約20%の減となっています。

普通会計性質別決算額の推移



また、平成19年度一般会計予算における義務的経費の構成比は、過去最高の51.4%となっており、今後も扶助費や公債費は増加が見込まれることから、行政体制の再整備や施策・制度の見直し等を行わなければ、義務的経費はさらに増加が見込まれ、「財政の硬直化」が懸念されます。

一般会計当初予算性質別構成比の推移



平成17年度普通会計決算における財政指標を、他の指定都市と比較した場合、一般的には財政力の豊かさを表すとされている財政力指数は、本市のみが1.0を超えて第1位となっており、また財政の弾力性を表す指標である経常収支比率は、85.8%

と、他の指定都市の平均である94.4%を下回るなど、相対的に優位といえるにも係わらず、本市の財政環境が未だ厳しい状況にあるのは、歳入規模の縮小に見合った財政構造への転換が完了していないことを示すものであり、こうした視点からも行財政改革を継続する必要があると言えます。

(5) 国の行政改革施策に関連した行財政改革の実施

平成17年3月に総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(以下、「新地方行革指針」という。)」を受けて、全国の地方公共団体は、平成17～21年度の5年間を取組期間とする「集中改革プラン」を策定・公表し、そこで示した数値目標等の実現に向けた取組を推進しています。

本市においても、新地方行革指針の項目に沿って、第2次改革プランに基づく「行政体制の再整備」の取組を中心に、2年間踏襲・延長して「川崎市集中改革プラン」を策定しましたが、平成20～21年度の2年間については、新・改革プランの策定時に再度見直しを行うこととしました。

また、簡素で効率的な行政の実現に向け、地方公共団体においてさらに取り組むべき新たな課題を明らかにした、行政改革推進法や公共サービス改革法など、行政改革のさらなる推進のための新たな手法が制度化されました。

さらに、平成18年7月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、新地方行革指針に加え、行政改革のさらなる推進のための指針が示され、さらにこれを参考に、各地方公共団体において一層の行政改革の推進に努めるよう地方自治法に基づく助言として、平成18年8月に総務省から「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」(以下、「新指針」という。)が示されました。

この新指針で示された内容は、全国の地方公共団体が共通に取り組んでいくものであることから、本市も積極的に実施していく必要があります。

第2章 新・行財政改革プランの基本的考え方

1 基本目標 「元気都市かわさき」を実現する都市経営基盤の確立

(1) 基本目標設定の考え方

これまでの行財政改革における基本的な考え方は、単にコストカットを徹底して行い、経費の節減を行うことでなく、高度経済成長の終焉や本格的な少子高齢社会の到来といった環境の変化に的確に対応し、市民生活の安定と向上を図るため、川崎再生フロンティアプランの実行計画と密接に連携しながら、行財政運営を抜本的に見直し、限られた財源や資源を最大限に活用しながら、効率的で効果的な市政運営を行うとともに、地方分権時代にふさわしい行財政制度を確立することにあります。

こうした考え方については、今後も継承しなければならないものですが、これまでの行財政改革は、平成14年の「財政危機宣言」以降、いわば非常事態の中で可能なことから改革に着手してきたものであり、その取組の成果や課題を踏まえながら、急激に変化する社会経済状況や厳しい財政環境の中で、財政再建団体への転落の危機を乗り越えて、改めて本市が現在どのような状況にあって、今後何をすべきなのかを的確に捉えながら、向かうべき方向性を見据える必要があります。

こうした認識のもとで、新実行計画の策定とあわせて、改めて本市がめざす都市像の実現に向けて必要となる改革の取組を再構築し、強固な本市の経営基盤を確立するために、上記基本目標を設定します。

(2) 新実行計画との連携と新・改革プランの基本方針

新実行計画は、「川崎市基本構想」に掲げるまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」の実現に向けて取り組む施策について、これまでの進捗状況や、社会経済状況の変化に対応しながら、改めて政策体系ごとに整理し、期間内の取組内容を具体的に表すものです。

新・改革プランは、これまでの行財政改革の考え方を踏襲しながらも、新実行計画に掲げる目標について、改革という視点でその方向性を設定し、また目標の実現を限られた財源や資源の中で達成するために、どのような行財政改革を進めていくべきなのか、その取組内容を明確かつ具体的に表すものです。

したがって、両者は車の両輪のように、「元気都市かわさき」を実現するための市政運営の基本的な枠組みとして、互いに連携・連動した計画であることから、重点戦略プランを中心として、新実行計画に掲げる目標達成のために必要な組織体制の整備や予算の重点配分を積極的に行っていきます。

また、限られた財源や資源の中でも、新実行計画のさらなる推進をめざし、改めて全ての事務事業について検証を行ったうえで、見直しが必要な事務事業や執行体制については、手を緩めることなく見直しを進めると同時に、事務事業の効率化や、財源・資源の捻出に資する取組については、積極的に推進していくこととします。

こうした取組を通じて、効率的、効果的、安定的な行財政運営をめざし、社会経済状況に的確に対応した市民サービスを提供するとともに、行財政改革による効果を市民に還元し、「元気都市かわさき」の実現をめざします。

基本目標 「元気都市かわさき」を実現する都市経営基盤の確立

- 限られた財源や資源の中で新実行計画に掲げる目標を実現するため、改めて全ての事務事業について検証
- 必要な組織体制の整備や予算の重点配分を推進しながら、見直しが必要なところは手を緩めず見直しを実施
- 事務事業の効率化や、財源・資源の捻出に資する取組を積極的に推進

こうした取組により

【行財政改革の効果】

- 効率的、効果的、安定的な行財政運営
- 社会経済状況に的確に対応した市民サービスの提供
- 行財政改革効果の市民サービスへの還元

2 取組期間

新・改革プランは、平成20年度から平成22年度までの3年間を取組期間とします。

3 行財政運営の視点

(1) 民間部門との適切な役割分担による公共サービスの提供

① 「選択型公共サービス」への転換とサポート体制の整備

これまでの改革プランの基本的な考え方として示した「民間活用型公共サービス提供手法」は、市場原理が的確に働く領域では積極的に民間活力を導入し、市場原理が働かない領域においては民間部門が提供するサービスを本市が監視・指導・支援を行い、それでも民間部門の提供が適さない場合は本市が直接サービス提供を行うというものでした。

今後はさらに、市場における競争性とコスト優先による公共サービスの質の低下への懸念に対して、徹底した監視や指導を行い、そのうえで適切な市場原理の活用と民間部門との役割分担を図ることにより、多様化する行政需要にきめ細かく対応した、公共サービス提供体制の構築をめざします。

また、こうした体制を確立することにより、市民が従来のような画一的な公共サービスを、本市から一方的に受けるのではなく、民間部門の多様な主体が提供する様々なサービスの中から、自らのニーズに最も適合したものを、自らの判断で選択できる「選択型公共サービス」の提供体制が拡大されます。これと連動して、適切な情報の提供や支援など、市民が的確に自らのニーズに合った正しい選択ができるサポート体制を整備していきます。

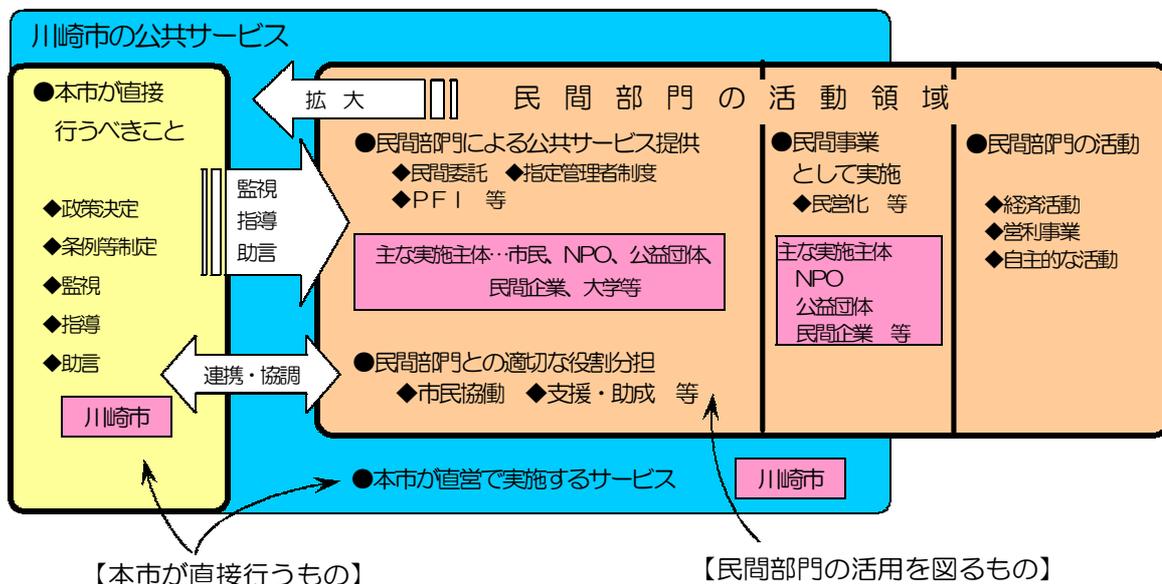
② 「公」と「民」の役割と責任の明確化の必要性

一般的に、従来の民間活用の考え方は、行政が担っていた領域を民間部門に任せるという発想に基づいていましたが、近年、指定管理者制度や公共サービス改革法などの法制度が整備され、規制緩和や技術革新等の進展もあって、公共サービスにおける民間部門の活動領域と、民間部門に対する依存度が拡大傾向にあります。これを踏まえて、行政分野における民間部門の活用をさらに促進し、互いの役割分担と責任の所在を明確化することにより、公共サービスの質と選択性を高め、市民にとって最も望ましい公共サービスを提供する必要があります。

したがって、イメージ図にあるように、「民間でできることは民間で」というこれまでの原則を踏襲し、公共サービスの担い手として着実に成長を遂げている多様な提供主

体を適切に監視・指導・助言をしながら、あるいは連携・協調を図りながら、これまで本市が直接担ってきた領域でも積極的に活用することにより、「公」と「民」の適切な役割分担による的確かつ安全な公共サービスの提供体制を構築していきます。

【新たな公共サービス提供手法の考え方のイメージ】



ア. 本市が直接行うもの

民間部門との役割分担によって、本市は民間部門が公共サービスの提供を安全で確実に実施するように、監視・指導・助言等を行うほか、次に掲げることは着実に実施して、地方公共団体としての責任を果たすこととします。

- ◆政策決定・条例、規則等の制定
- ◆義務や負担を課し、権利を制限する行為、または強制力をもって執行する行為（事実上の行為は除く。）
- ◆その他法令、条例、規則等によって実施主体が地方公共団体または地方公務員に義務付けられているもの
- ◆下記イに示す民間活用の条件に合致しないもの

イ. 民間部門の活用を図るもの

本市の監視・指導・助言、または連携・協調等を前提として、次に掲げる条件をともに満たす場合は、積極的な民間活用を図ることとします。

- ◆費用対効果を獲得できるもの
 - 本市が直接行う場合と同等の体制や費用で、より高品質、付加価値のついたサービス提供が可能な場合
 - 本市が直接行う場合と同等のサービス内容が、より効率的な体制や費用で提供することが可能な場合
- ◆民間主体でもサービスの安全性・継続性・確実性が確保できるもの
 - 募集要項、仕様書、契約書等における公民の役割分担基準・条件の明確化が可能であること
 - 最適な入札方式の選択と公平かつ透明性の高い選定・契約により、最適な事業者選定ができること
 - 主体性と客観性のバランスのとれたモニタリングと適正な評価により安全性・継続性が確保できること

③ 新たな公共サービス提供手法を推進するガイドラインの策定

本市の適切な監視・指導・助言や民間部門との連携・協調のもとで、公共サービスに多様な提供主体を活用していくことにより、サービスの価値をさらに高め、効率的で効果的な公共サービスの提供体制を確立していくため、今後「(仮称)新たな公共サービス提供のガイドライン」を策定します。

このガイドラインは、公共サービスにおいて民間活用を図る場合の基本的な考え方や手順を示すものですが、民間活用にも、民営化や民間委託、指定管理者制度の導入、PFI手法の活用など様々な手法があり、また対象事業の選定にあたっては、行政内部からの発案の他に、広く市民の方々に意見を募集する方法や、民間事業者からの提案など、様々な手段が考えられます。

そこで、下の表に示すように、民間活力の導入検討段階から事業終了までを7つのプロセスに分けて、そのプロセスごとの検討体制や作業内容等を、全ての民間活用の手法や事業選定的手段に共通するものと、手法や手段により個別的に必要なもののそれぞれについて検討し策定します。

【7つの実施プロセス】

実施プロセス	主な内容
ステップ1 対象事業の選定	◆民間活用を図る事業の発案・選定・検討フローの策定 ◆公民コスト比較手法の構築
ステップ2 実施方針等の公表	◆実施方針検討・策定手順の構築 ◆実施方針等へ記載する事項の標準化 ◆実施方針公表時の留意点や市民意見等の反映手順の構築
ステップ3 事業者の公募等	◆仕様書等へ記載する事項の標準化 ◆公告・募集時に作成する資料の基本的考え方の構築
ステップ4 事業者の選定	◆入札方式の選択基準の構築 ◆事業者参加資格と安定性評価手法の標準化 ◆事業者の創意工夫を引き出すしくみの構築
ステップ5 契約等の締結	◆契約書等へ記載する事項の標準化 ◆公と民のリスク分担に対する考え方の確立 ◆契約等の安全確保のため配慮すべき事項の検討
ステップ6 事業の実施・評価	◆モニタリングのシステムと体制の検討 ◆モニタリング及び評価の項目の検討 ◆評価の手法と結果公表方法の検討
ステップ7 事業の終了	◆事業終了時における総合的な評価の手法と結果公表方法の検討

さらにこのガイドラインを、指定管理者制度導入施設におけるモニタリング・評価など、優先度の高いものから適用していくことをめざします。

【今後の策定スケジュール】

取組項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ガイドライン策定作業	H21 予算編成までに策定			
●対象事業の範囲検討	[進捗バー]			
●公民コスト比較手法の構築	[進捗バー]			
●仕様書・契約書等記載事項検討	[進捗バー]			
●モニタリング・評価手法の構築	[進捗バー]			
●各手法共通留意事項検討	[進捗バー]			
●(仮称)第三者評価委員会の設置	▲ (仮称) 第三者評価委員会発足			
指定管理者制度導入施設における モニタリング・評価手法の先行実施	導入済施設から順次適用			
新たな公共サービス提供手法 の試行実施	H21 予算計上分で試行			
新たな公共サービス提供手法 の本格実施	H22 予算計上分から実施			

(2) 持続可能な財政基盤の構築

今後の財政状況を一定の条件のもとで試算すると、景気の拡大や人口の増加等から、市税収入は増加が見込まれるものの、地方財政計画の規模の抑制等による財源不足額の圧縮から、臨時財政対策債が減少することなどにより、実質的な一般財源はほぼ一定規模と見込まれます。一方、歳出面では本格的な少子高齢社会の到来に伴う扶助費の増をはじめ、公債費についても増が見込まれることから、義務的経費が増加します。

こうしたことから、今後も収支不足が見込まれるところであり、持続可能な財政構造の構築に向け、引き続き行財政改革を推進し、歳入歳出両面における様々な取組を進める必要があります。

① 収支見通し

外部の学識経験者を交えた本市内部の研究会（「川崎市財政問題研究会」）から、一定の条件のもとで試算した、今後10年間の収支見通しとして、高位・中位・低位の3通りが公表されていますが、そのうちの中位の収支見通しによると、毎年度約300億円程度の収支不足が見込まれています。

なお、この収支見通しでは行財政改革による効果額や、行政改革推進債の活用等の財源対策は見込まないものとしています。

今後10年間の収支見通し（一般財源ベース）

（平成19年8月公表「川崎市財政問題研究会 最終報告書」より「中位収支見通し」のみ抜粋）

中位収支見通し	（人件費：中位 扶助費：中位 投資的経費：中位 その他経費：中位）				単位：億円							
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
歳入合計	3,686	3,590	4,019	3,736	3,786	3,744	3,728	3,733	3,780	3,774	3,791	
市税	2,822	2,867	2,917	2,990	3,029	3,081	3,123	3,166	3,252	3,302	3,352	
その他	864	723	1,102	746	757	663	605	567	528	472	439	
歳出合計	3,686	3,893	4,306	3,987	4,062	3,983	4,017	4,067	4,053	4,072	4,086	
人件費	967	979	966	930	914	899	906	901	911	919	917	
扶助費	387	400	414	428	442	453	464	476	489	499	510	
公債費	747	768	1,054	725	800	725	750	785	752	759	773	
投資的経費	263	284	284	289	295	301	306	312	318	324	330	
その他経費	1,322	1,462	1,588	1,615	1,611	1,605	1,591	1,593	1,583	1,571	1,556	
収支過不足	0	△ 303	△ 287	△ 251	△ 276	△ 239	△ 289	△ 334	△ 273	△ 298	△ 295	

② 財政運営の基本的な考え方

歳入面では、負担の公平性や公正性の観点から、債権確保に努めるとともに受益と負担の適正化を図る必要があります。また、平成19年度からの「市有財産の有効活用」を積極的に推進するなど、あらゆる機会や資源を活用した歳入の確保に努め、引き続き財源の涵養に努める必要があります。

また、その時々々の財政状況や財政指標等を的確に把握し、行財政改革の着実な推進等により、歳入規模に見合った歳出構造への転換を一層進める必要があります。このことは、持続可能な財政構造の構築に向けて、臨時的な収入に依存しない歳出構造への転換を進めることでもあります。

さらに、地方債の協議制度への移行や「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）」の新たな指標等を踏まえ、本市の全会計や出資法人までを網羅した財政の健全化を図る必要があります。

③ 新たな財政フレーム

これまでの改革プランでは、財政運営の指針として歳入歳出の見込みと財源対策、さらに行財政改革による効果額を示し、それでも不足する額については減債基金からの借入れを予定した「財政フレーム」を示し、これに基づき計画的な財政運営を行ってきました。

特に第2次改革プランの財政フレームは、実行計画と密接に連携して策定されていますが、今後も計画的な財政運営を継続し、総合計画の目標を実現する必要があることから、新・改革プランにおいても、これまでと同様に歳入歳出や行財政改革の効果額等を明示した新たな財政フレームを策定することとします。

なお、これまでの財政フレームで、いわゆる「従来手法の財源対策」として位置付けてきた減債基金への積立繰延べについては、実質公債費比率の悪化に繋がることから、平成18年度から所要額を積み立てることとしましたが、財政運営の今後の課題として、財源対策手法の見直しが必要です。

また、緊急避難的に活用していた減債基金からの借入れについても、実質公債費比率に影響があることから、原則として採用すべきではないことを認識しておく必要があります。

こうしたことも含めて、川崎市財政問題研究会の報告書では、財政状況を的確に把握することや健全な財政構造の構築に向けた取組を推進するため、財政運営上の基準とする指標の設定の必要性が述べられています。指標については、財政健全化法で示された健全化判断比率の4つの指標を含め、(1) 会計の収支状況を把握するための指標 (2) 財政構造の弾力性確保のための指標 (3) 将来負担の縮減を図るための指標 (4) 企業会計等の経営の健全化を推進するための指標の4つの視点から提言されています。こうした提言を参考として、今後の財政運営における基準とする指標を設定します。

(平成19年8月公表「川崎市財政問題研究会 最終報告書」より)

財政運営上の基準とする指標等

- (1) 会計の収支状況を把握するための指標
 - ◆実質赤字比率
 - ◆連結実質赤字比率
- (2) 財政構造の弾力性の確保のための指標
 - ◆経常収支比率
 - ◆市税収入に対する義務的経費の割合
- (3) 将来負担の縮減を図るための指標
 - ◆プライマリーバランス
 - ◆市民一人当たり市債残高
 - ◆実質公債費比率
 - ◆将来負担比率
 - ◆将来負担返済年数
- (4) 企業会計等の経営の健全化を推進するための指標
 - ◆基準外繰出金
 - ◆資金不足比率
 - ◆負債比率

第3章 効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築

1 市民生活を支える様々な施策・制度の見直し

本格的な少子高齢社会の到来や急激な社会経済状況の変化に伴い、市民ニーズも変化や拡大を続けています。

こうした状況に的確に対応し、真に必要な公共サービスを充実するため、本市のすべての施策や制度の必要性や実施主体等について改めて検証し、積極的な見直しを図りながら、限られた財源や資源を最大限に活用し、新実行計画に掲げる目標を実現できる制度基盤の構築をめざします。

また、公共サービスの多くを占める社会福祉の分野においては、大規模住宅建設や女性の就労機会の拡大等に伴い、保育ニーズが増大・多様化するとともに、介護保険制度の改正や障害者自立支援法の施行等を背景に、高齢者及び障害者福祉において、従来の施設入所型サービスに加え、地域での自立生活に向けたきめ細かいサービスに対するニーズが高まっています。

一方では、国の社会福祉基礎構造改革を契機として、福祉サービスは「措置から契約」へ転換され、これは、多様なサービス提供主体の存在を前提に、サービス利用者と提供者の対等な立場での契約を基本とした質の高い効率的な福祉サービスの確保をめざすものであり、このしくみの中における行政の責務は、社会福祉事業を経営する者と協力した福祉サービスの提供体制の確保や福祉サービスの適切な利用の推進に関する措置を講ずることにあります。

また、介護保険制度の創設や、指定管理者制度の施行などをはじめとした、一連の法制度の整備や規制緩和によって、民間部門でも専門性や技術の高い福祉サービスの担い手も増加傾向にあります。

こうした中で、サービスを利用する方々の自立に向けて求められているきめ細かいサービスに対応するために、福祉の質や安全性を十分に確保しながら、民間部門を最大限に活用し、付加価値を創出するような提供体制を構築していくことが、本市の果たすべき役割です。

したがって、既存の公設社会福祉施設の運営については、本市の適切な監視・指導・助言のもとに、積極的な民営化を図ります。

(1) 社会経済状況の変化に対応した施策・制度の再構築

本市の施策や制度の中には、創設当初と比較して、時代の変遷とともにその必要性や施策目的が薄れてきているものや、右肩上がりの「成長」を前提として制度構築され今後の持続が困難なものがあります。これらについては、市民に真に必要なサービスを確実に届けるという使命を踏まえ、積極的に見直します。

また、制度自体の存続は必要であっても、市民ニーズに必ずしも合致した内容となっていないものや、国や県の制度等との関係において見直しが必要なものについては、的確なサービスを将来にわたって持続させる観点から、施策や制度の再構築を図ります。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
宿泊紹介事業の廃止	市民保養施設廃止に伴う経過措置としての民間宿泊施設の紹介事業については、平成20年度をもって廃止します。
分別収集品目の拡大	ミックスペーパーについては、民間委託による分別収集を拡大し、平成22年度の全市収集をめざします。また、その他プラスチックの分別収集については、平成22年度の民間委託によるモデル収集実施をめざします。
敬老祝品贈呈事業の見直し	平均寿命の伸びや他都市の状況を踏まえ、敬老祝品贈呈事業のうち77歳の方への贈呈を見直します。
長寿夫妻記念品贈呈事業の見直し	敬老祝品贈呈事業において長寿者に対する祝品贈呈を行っていることや他都市の状況を踏まえ、結婚60周年を迎えた夫妻への記念品贈呈を見直します。
長寿荘宿泊事業の廃止と管理運営手法の見直し	施設の老朽化や利用者が減少している現状等を踏まえ、宿泊事業及び日帰り招待事業等を平成19年度をもって廃止します。また、宿泊事業等廃止後は、他の老人福祉センターと同様に多様化する市民ニーズに効率的かつ効果的に対応するため、今後、指定管理者制度を導入します。
井田地区の障害者福祉施設管理運営主体の見直し	老朽化している井田地区の障害者福祉施設の再編整備にあわせて、公設民営方式を基本とした運営に転換します。
国民健康保険事業における結核・精神医療付加金支給制度の見直し	平成18年4月から実施された障害に係る公費負担医療制度の改定等を踏まえ、結核・精神医療付加金支給制度を国が定める負担割合と同様となるよう見直します。なお、見直しにあたっては、一定の対象者に対する措置を3年間講じます。
小児医療助成事業等の見直し	県の制度に基づく医療助成事業（小児医療助成事業、ひとり親家庭等医療助成事業、重度障害者医療助成事業）及び小児ぜん息患者医療支給事業について、県の制度改正の動向を踏まえ、事業を見直します。

取組事項	取組の概要・方向性
老人医療助成事業の見直し	平成20年度からの医療制度改革の実施にあわせて事業を廃止します。これに伴い、事業廃止時点における助成対象者に対する経過措置を講じるとともに、医療費自己負担が増加する67歳から74歳までの方を対象とした新たな支援を3年間実施します。
基本健康診査事業の廃止及び医療保険者による特定健診事業の実施	医療制度改革による老人保健法の改正に伴い基本健康診査事業は平成19年度をもって廃止し、平成20年度からは医療保険者による特定健診事業を実施するなど、医療制度改革にあわせた健診制度に見直します。
保育所の民営化による保育需要への対応	保育所入所定員の増大や延長保育の充実などの今後の保育需要に対応するため、平成21年度から平成24年度に各年度5か園の保育所を民営化します。
特定公共賃貸住宅制度の見直し	制度に「子育て世代支援」の視点を加えるとともに、あわせて子育て世代について、応能負担による適正な家賃制度に見直します。
市立幼稚園(研究実践園)の廃止	幼稚園教育の実践は私立幼稚園が担うことにより、市立幼稚園(研究実践園)については、平成21年度をもって廃止し、後継施設として認定こども園等の整備を行います。
学校の適正規模・適正配置の推進	小規模化している小中学校については、近隣校との統合、学区の変更等により適正規模・適正配置を行い、教育環境を整えます。 平成20年度 白山中・王禅寺中の統合 平成21年度 白山小・王禅寺小の統合
市立高等学校の再編整備	社会状況の変化から、就業形態や就業時間帯が多様化し、必ずしも夜間のみでの学習にこだわらない生徒や定時制を希望するが昼間に学びたい生徒など、多様化するニーズにこたえていくため、二部制(昼間部・夜間部)の導入や定時制高校の再編に向けた取組を進めます。

(2) 補助・助成金の見直し

補助・助成金制度の運営にあたっては、急激に変化する社会経済状況の中で、その目的が本市政策目標の実現に資するものであり、かつ補助・助成の目的が市民理解の得られるものであるか、常に検証することが重要です。

また、市民や各種団体の支援を通して、地域の公益目的を達成する観点から必要な補助・助成金については、重点的に活用を図っていく必要があります。

こうしたことから、「補助・助成金見直し方針」を活用しながら、厳格な取捨選択を進めるとともに、市民サービスの向上や公共の利益に寄与するものなど、重点的に活用する分野においては、適切かつ積極的な制度運営を図ります。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
私立学校等補助金の見直し	学校の教材購入に対する補助等については、補助率の見直しなど、補助・助成金見直し方針に沿って見直します。
児童福祉施設に対する補助・助成金の見直し	児童福祉施設に対して支出している職員給食指導費については、社会経済状況の変化に伴いその必要性が薄れてきたことから、平成21年度をもって廃止します。
幼稚園教育の振興に向けた補助体系の再構築	幼稚園教育振興のための補助金については、平成21年度に市立幼稚園(研究実践園)を廃止することを踏まえ、私立幼稚園において障害児受入れや預かり保育支援の充実が図られるよう、補助体系を再構築します。

(3) 受益と負担の適正化

市民ニーズの多様化や高度化に対応するため、公共サービスがよりきめ細やかに、個々のニーズに見合ったものにシフトする状況においては、公平性の観点から、サービスを利用する市民の方々には、受益に対する適正な負担が求められます。

また、真に必要な公共サービスを今後も持続していくためにも、現金給付またはそれに準ずる給付事業や、単に年齢や所得などを要件とするサービスについて、その受益が、納税という形でコストを負担している多くの市民との公平性や公正性に照らして妥当かどうか、厳しく検証することが必要です。

こうした施策や制度については、受益と負担のあり方を検証するとともに、公平性や公正性が損なわれていると考えられるものについては、廃止や縮小を含めて、そのあり方を再検証し、積極的な見直しを図ります。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
福祉措置による特別乗車証交付事業等の見直し	生活保護受給世帯については、生活保護制度において最低限必要な交通費、通学・通院費が支給されることから、特別乗車証の交付及び高齢者フリーパスの無料交付を平成19年度をもって廃止します。
がん検診自己負担額の見直し	特定健診事業の実施を踏まえた効率的かつ利便性の高い執行手法に変更するとともに、受益者負担の適正化の観点から自己負担額を見直します。
自転車等駐車場使用料金の見直し	受益者負担の適正化の観点から、駐車時間を含めた利用形態や立地条件などを加味した料金体系に見直します。
定時制高校給食自己負担額の見直し	受益者負担の適正化の観点から、自己負担額を見直します。

2 都市基盤・施設整備事業の効率的な執行と効果の発現

第1次行財政改革に着手したころ、都市基盤や施設などの整備事業は、当時の計画に基づいて、財源を市債発行に頼りながら続けられ、バブル経済絶頂期を中心に先行取得された土地の借入残高が膨れ上がり、本市財政を圧迫する事態となっていました。

このような状況を受けて、当時新規着工予定であった大規模事業については着工を平成14年度から原則3年間凍結し、全ての整備事業について改めて必要性や費用対効果を精査したうえで厳しい事業選択と優先順位付けを行いました。また、計画の修正、事業主体・手法のさらなる見直しを行うとともに、計画的な維持修繕による長寿命化の推進などとあわせて、既存ストックの活用、複合化、総合的な土地対策などについても検討を進め、厳しい財政環境においても、活力ある暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取組を推進してきたところです。

こうした取組により、川崎駅周辺地区や小杉駅周辺地区などの整備による都市拠点の活性化や、大師橋の整備や京浜急行大師線連続立体交差事業による産業道路の利便性の向上をはじめ、ミューザ川崎シンフォニーホールや川崎市アートセンターなど文化・芸術のまち拠点の整備、はるひ野小中学校の新事業手法による効率的な整備など、民間活力の積極的な導入などによるまちづくりによって、都市機能の充実が目に見えるようになってきたことは、これまでの改革の一定の成果であったと言えます。

新・改革プランにおいては、改革の成果が、いつまでも川崎に住み続けたいと市民が思える環境の形成に結びつくとともに、投資することによって、長期にわたり広い範囲で相乗的に波及するような効果を発現できることを基本的な事業選択の考え方とします。

このことを念頭に置きながら、引き続き厳しい財政環境を十分に踏まえ、今後さらに多様化し複雑化する社会需要に対して、緊急性や妥当性を厳しく精査したうえで新実行計画において新たなまちづくりのビジョンを描きます。

また、民間活力の積極的な活用や協働によるまちづくりを推進することによって、効率的に事業目的の達成をめざします。

さらに、施設や設備等の老朽化に伴う更新需要の増加がある一方で、投資額の確保にも限界があることから、適切な維持補修等の実施による長寿命化の推進、既存ストックの有効活用、施設の複合化などを推進し、限られた財源を最大限に活用しながら、効率的で効果的な都市基盤・施設整備を行っていきます。

(1) 既存計画の見直し

都市機能の維持向上の観点から、計画的な都市基盤整備を推進するため、正確な進捗状況の把握や、的確な状況判断により、より効率的な効果の発現をめざし、諸環境の変化に応じた適切な事業計画の見直しを図ります。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
都市計画道路の見直し	「都市計画道路網の見直し方針」に基づき、見直しが必要な路線等については、地域住民や関係機関等と調整のうえ、既存の都市計画決定の変更等を行います。
道路整備プログラムの見直し	道路を取り巻く社会環境を踏まえ、整備効果を客観的指標等により検証し、道路整備プログラムを見直します。

(2) 効率的な整備・運営手法の導入

施設や設備の整備や維持管理においては、民間活力の積極的な活用や契約手法の工夫等により、財政支出の圧縮・平準化、より機能性を追及した設計、最新技術の導入などによる質の高いサービスの提供が可能になることから、積極的な活用を図ります。

また、PFIなどの新事業手法を導入する場合は、より効率的な手法として活用できるように、適正なコスト分析や事業評価に努めます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
公共施設へのエスコ事業導入の推進	民間事業者の技術等を活用して、公共施設の省エネルギー改修工事を行うエスコ事業を導入し、温暖化の原因となる温室効果ガス排出量と施設の光熱水費を削減します。
リサイクルパークあさお整備事業へのPFI手法の導入	リサイクルパークあさおの資源化処理施設については、平成26年度の完成に向けて、効率的な整備を行うため、PFI手法の導入に向けた具体的な取組を行います。
多摩スポーツセンター整備事業へのPFI手法の導入等	平成22年度の開館に向けて、効率的な管理運営を行うため、PFI手法を活用して整備を行うとともに、隣接する西菅公園のスポーツ施設と一体で管理します。

(3) 適切かつ効果的な維持補修による長寿命化の推進

本市が所有する多様な施設や設備の老朽化が進行する中で、更新のための建設費の確保には一定の限界があります。

しかしながら、そのために利用者である市民の方々が、施設や設備本来の機能を享受することができない事態を招くことがあってはなりません。そのため、適切かつ効果的な維持補修や予防保全の実施による、積極的な長寿命化への取組を推進します。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
公共建築物の長寿命化対策	施設を良質なストックとして整備するために、「中長期保全計画」を策定し、効果的に修繕を行いつつ段階的に長寿命化対策を実施します。
河川維持補修における長寿命化の推進	護岸の劣化や河床の深掘れなどの調査を行い、効率的・効果的な補修工法を検討したうえで、平成22年度までに補修計画を策定し、安全性に配慮した河川施設補修による長寿命化を推進します。
橋りょう整備における長寿命化の推進	安全性や緊急性に配慮した適切かつ効果的なメンテナンスによる長寿命化を推進するために、平成21年度に「長寿命化修繕計画」を策定し、橋りょうの予防保全的修繕を実施します。
下水道施設の長寿命化の推進	市民の安全で快適な暮らしを守るため、地震対策を優先するとともに適切な維持管理による施設の延命化に重点を置きます。 したがって、雨水貯留管の整備についても必要性や整備効果を十分に検証し、最小の経費で最大の効果をあげるよう効率的・効果的に事業を推進します。
港湾施設における長寿命化の推進	施設管理部門と整備部門を統合したうえで、維持管理・補修計画を策定し、安全性に配慮した適切で効果的なメンテナンスによる長寿命化を推進します。

(4) 既存ストックの有効活用や複合化

土地や建物をはじめとした本市の資産を有効に活用したり、同一敷地内に複数の施設を整備することで、低コストで目標とする成果をあげること等が期待できることから、用途の見直しを含めた既存ストックの有効活用や、施設の複合化について積極的に推進します。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
こども文化センターの有効活用	従来の児童厚生施設としての機能に加えて、地域の実情に応じた子ども支援を展開するため、地域子育て支援センターとして活用を図ります。
わくわくプラザにおける児童健全育成事業の推進	国が創設した放課後等の子どもの居場所確保と健全育成を目的としている放課後子どもプランを踏まえ、わくわくプラザ事業を推進するとともに、わくわくプラザを活用し、保護者の就労形態の変化等に対応し子育て支援の視点を取り入れた新たな事業を午後6時から7時まで実施します。
老人いこいの家の介護予防拠点としての機能強化	高齢者のふれあいと生きがいの場である老人いこいの家については、地域における介護予防拠点としての機能を強化し、介護予防普及啓発事業を実施するなど、高齢者の健康づくりの場として活用を図ります。
市立幼稚園跡地等の有効活用	新城幼稚園の跡地については、民設民営方式で認定こども園を設置します。 また、生田幼稚園の跡地についても、有効な活用方策を検討します。
学校教育施設の開放等	学校教育施設については、市民活動や生涯学習、スポーツの場として利用できるよう、校庭、体育館、特別教室等の有効活用を推進するとともに、開放施設の対象範囲の拡大を図ります。 また、学校跡地の土地利用についても有効活用の視点から検討を進めます。

(5) 総合的土地対策の推進

平成12年度に「第1次総合的土地対策計画」に着手して以降、これまで第2次、第3次と総合的土地対策計画を策定し、土地開発公社、公共用地先行取得等事業特別会計及び土地開発基金の保有額の縮減に取り組んできました。これにより、保有額を3制度合計で平成12年度当初の2,153億円から、平成18年度末には915億円へと、1,238億円(57.5%)の縮減を図っています。

今後も、長期保有土地の計画的な再取得、用途不明確土地の解消及び貸付・売却等に継続的に取り組むことにより、さらなる土地開発公社の経営健全化と保有土地の縮減に向けて、総合的土地対策を推進します。

特に、本市の土地問題にとって大きな課題である「水江町地内公共用地」については、平成18年8月の「公有地の拡大の推進に関する法律」の改正を踏まえ、臨海部の再生及び産業活性化を図るため、地域再生法に基づく「地域再生計画」を策定し、国の支援措置を活用して土地開発公社から市が再取得したのち、民間事業者への貸付等による有効活用を図ります。

さらに、「新川崎地区都市拠点総合整備事業用地」については、道路・公園等の基盤整備を進めるとともに、研究開発拠点の形成をめざす「新川崎・創造のもり」構想に基づき土地利用方針を策定し、研究開発機関やものづくりの中小企業の立地誘導を図るため、土地の再取得及び事業化を進めます。

こうした取組により、「第3次総合的土地対策計画」の当初目標である、平成22年度末の保有額558億円を上回る縮減を図ります。

【第3次総合的土地対策の実績及び目標】

年 度	平成17年度末	平成18年度末	平成22年度末目標	対18年度比率
3制度の合計	1,031億円	915億円	558億円	61.0%
土地開発公社	539億円	489億円	323億円	66.1%
公共用地先行取得等 事業特別会計	467億円	408億円	219億円	53.7%
土地開発基金	25億円	18億円	16億円	88.9%

【水江町地内公共用地】（土地開発公社保有土地） 平成18年度末保有額 233億円

【新川崎地区都市拠点総合整備事業用地】（公共用地先行取得等事業特別会計保有土地）
平成18年度末保有額 288億円

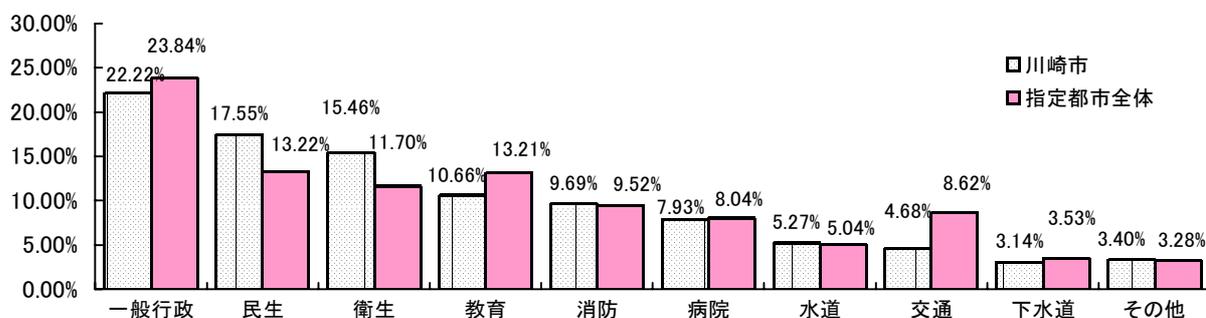
第4章 多様な政策課題に対応する行政体制の確立

未来を担う子どもたちがすこやかに成長できる環境づくりや、地域課題の解決に向けた取組など、魅力ある地域社会の実現に向けたまちづくりを推進しながら、より効率的で効果的な施策実現をめざし、組織体制の再編整備・機能強化を図ります。

また、本市会計に占める人件費の割合と、職員数に占める民生及び衛生部門の職員数割合は、他の指定都市と比較して依然として高い状況にあることから、今後も執行体制や事務処理の効率化などに継続的に取り組むとともに、民間でできることは積極的に民間活用を図り、「公」と「民」の適切な役割分担による公共サービスの提供を推進します。

平成18年度部門別職員数割合の指定都市全体比較

(平成18年度総務省「地方公共団体定員管理調査」より部門別職員数を抜粋し、その比率を比較)



このような取組により、新・改革プランにおいても、3年間で約1,000人の職員削減を目標として、引き続き簡素で効率的な執行体制をめざします。同時に、的確な公共サービス提供体制をさらに強固なものにするため、職員の能力を最大限に活かす人事・給与制度改革や職員の意識改革のさらなる推進を図ります。

さらに、出資法人や公営企業等についても、自立した経営基盤の確立に向けた取組を推進します。

1 効率的・効果的な行政体制の確立

(1) 政策課題に対応する執行体制の整備

社会環境が変化するとともに、行政需要が多様化・高度化する中で、「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」の実現に向けた様々な政策課題に対応するため、本市の執行体制については、的確かつ柔軟に整備していく必要があることから、次の基本的な考え方にに基づき、組織の再編整備を進めます。

◆川崎再生フロンティアプランに掲げる7つの基本政策の実現をめざし、新実行計画及び新・行財政改革プランの着実な推進に向けた、簡素で効率的かつ責任体制を明確にした執行体制を確立します。

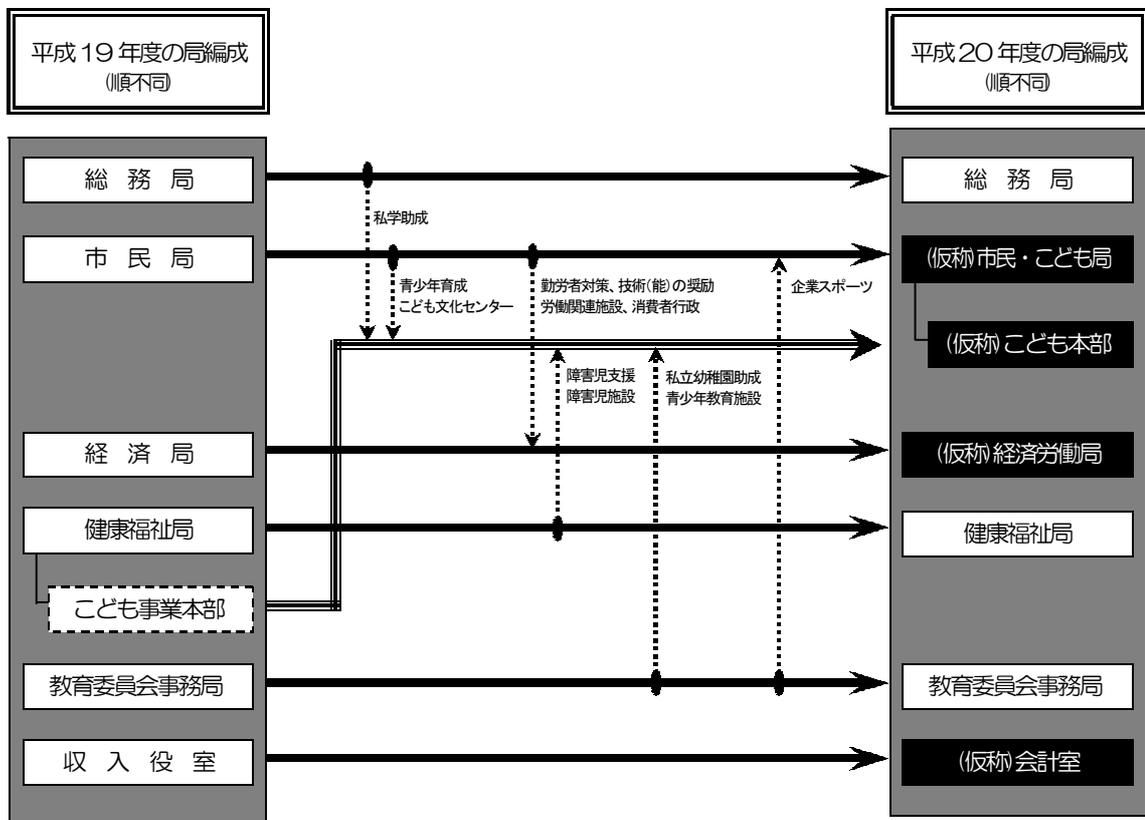
◆社会経済環境や行政需要の変化に迅速、的確に対するため、柔軟で機動的な執行体制を確立します。

① 平成20年度に向けた組織整備

取組事項	取組の概要・方向性
(仮称)市民・こども局の設置	<p>子ども支援に関する総合調整機能の強化や、成長や地域特性に対応した機能の強化を図ることにより、生まれる前から青年期に至るまでの全ての子ども支援施策を一体的に推進するとともに、安全で安心なまちづくりや市民との協働によるまちづくりを実践している区役所との連携の強化を図り、地域社会全体で子育てや子どもの成長を支援するため、(仮称)こども本部を新設し、(仮称)市民・こども局を設置します。</p> <p>さらに、区における「地域の総合的な子ども支援拠点」としての機能強化に向け、学校をはじめとする関係機関や団体との連携を図るとともに、子どもに関する相談や保健・福祉サービスの提供など、子ども支援関係施策を総合的に推進するため、(仮称)こども支援室を区役所に新設します。</p>
(仮称)経済労働局の設置	<p>意欲ある人が自らの能力や個性を活かして働くことができるよう、人材育成や多様な就業機会の確保に向けた支援を促進するとともに、勤労者福祉や技術・技能の奨励・継承のための取組を総合的に推進するため、勤労市民室を、様々な産業振興施策を推進する上で、市内に立地する各企業とのネットワークを構築し、雇用ニーズ等を把握している経済局に移管し、(仮称)経済労働局を設置します。</p> <p>また、消費者の意見や満足度を反映させることで、効果的な経済産業施策の推進を図るとともに、卸売市場や計量検査所との連携を密にし、消費生活の安定向上に向けた取組を一層強化するため、消費者行政センターについても(仮称)経済労働局に移管します。</p>
川崎港の競争力強化に向けた港湾局の再編整備	<p>陸・海・空の結節点という立地条件を活かした総合的な物流機能の強化に向け、ソフトとハードの両部門が相互に連携した一体的な推進体制を構築するとともに、従来の管理運営から経営の視点に立った施策展開を図るため、(仮称)港湾経営室を設置します。</p> <p>また、既存ストックの有効活用に向けた効果的な施設の管理・維持補修や多様化する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応するため、施設管理部門と整備部門を統合し、(仮称)川崎港管理センターを設置します。</p>
地球環境に配慮した環境対策に向けた環境局の再編整備	<p>地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応など、地球環境に配慮した環境対策を総合的に推進するとともに、(仮称)環境総合研究所の整備に向けた体制の整備を図るため、部相当組織を設置し、公害部の名称変更を含め総務部と公害部の再編整備を行います。</p> <p>また、同研究所が担う、環境技術情報の収集・発信、産学公民連携による環境技術の研究・開発、国際協力事業などを展開する場として、(仮称)環境技術情報センターを新設します。</p>

取組事項	取組の概要・方向性
臨海部整備推進に向けた総合企画局の再編整備	羽田空港の再拡張・国際化に向けて、川崎殿町・大師河原地域の土地利用や、それに対応した鉄道ネットワークの整備などについて、国、東京都、神奈川県等の関係機関と総合調整を図るとともに、臨海部の活性化に向けて、立地企業及び進出希望企業等の活動支援、企業間連携による資源・エネルギー循環の取組の促進など、臨海部関連業務の企画調整機能を担う部相当の組織を設置します。
(仮称)会計室の設置	平成19年4月の地方自治法の改正に伴い、収入役制度を廃止するとともに、引き続き会計事務の適正な執行を確保するため、独立した権限を有する会計管理者を置き、その権限に属する事務を処理させるため、収入役室を廃止し、(仮称)会計室を設置します。
区役所機能の強化に向けた組織の再編整備	<p>地域社会が抱える様々な課題を市民との協働により解決していくことをめざして、防災・防犯対策や道路・公園等の都市施設の維持管理、地域コミュニティの活性化などの課題に迅速かつ的確に対応するため、区役所機能の強化に向けた区役所組織の再編整備を図ります。</p> <p>また、区内にある保育園やこども文化センター、老人いこいの家、さらには市民館やスポーツセンターなどの施設について、地域における課題解決の場としての利用など、地域の実情に応じた効率的で効果的な管理運営体制を検討します。</p>

【平成20年度の局の体制図】※ 該当局のみ記載



② 平成22年度に向けた組織整備

取組事項	取組の概要・方向性
下水道事業の地方公営企業法全部適用と水道局との統合に向けた検討	<p>市民生活に欠かせないライフライン事業者としての経営基盤を構築するため、地方公営企業法の全部適用への移行を実施し、経営状況に応じた事業選択とよりコンパクトで確かな経営による責任ある下水道行政を推進します。</p> <p>また、水道事業及び工業用水道事業を行う水道局の管理・営業部門を活用するとともに、夜間・休日の緊急窓口の一元化を図るなど、双方がライフライン事業者として安全で安心なサービスの提供と向上をめざし、下水道事業と水道事業及び工業用水道事業の執行体制の統合に向けた検討を進めます。</p>
道路、河川、公園緑地等の都市基盤整備の一体的な推進体制の検討	<p>市民の生活を支え、市民に身近な都市施設である道路、河川、水路、公園緑地等の都市基盤整備を一体的に行い、道路や街路の緑化推進をはじめ、河川緑化などの自然の生態系を取り入れた親水整備など、市民の豊かでうるおいのある、より良好な都市環境を形成するため、建設局と環境局緑政部の統合に向けた検討を進めます。</p>
文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の検討	<p>文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の構築と関連施設の地域における市民の活動等の場としての機能強化に向けた検討を進め、取組期間中の実施をめざします。</p>

(2) 簡素で効率的な執行体制の構築

義務的経費の歳出に占める割合が増加傾向にある状況の中で、扶助費の最適化や公債費の圧縮とともに、人件費についてもさらなる縮減に向けた取組が必要です。

また、行政体制が環境の変化に的確に対応し、機能的であるよう、絶えず見直しを行う必要があります。

こうしたことから、これまで述べてきた施策や制度の見直しに伴う執行体制の見直し以外にも、様々な角度から検討し、簡素で効率的な執行体制を構築します。

① 効率的な執行体制の構築

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
税務事務の集約化	税制改正や税源移譲等に対応し、歳入の根幹である市税収入を確保すると同時に、職員のスキルアップと納税者への説明責任能力の向上を図るため、より効率的・効果的な執行体制の構築に向けて、(仮称)市税事務所の設置にかかる取組を進めます。
消費者保護推進業務執行体制の見直し	相談件数の約9割が電話相談であることから、平成20年度に川崎区にある消費者行政センターに高津区にある北部消費者センターを統合し、効率的な執行体制を構築します。
農政組織の再編	農業従事者に対する技術指導や経営支援機能の強化に向けて、平成20年4月にフルーツパークと緑化センターに分散されている試験ほ場及びそれぞれに配置されている農業技術者の集約化を図り、(仮称)農業技術支援センターを新設し、「かわさき『農』の新生プラン」に基づく、環境保全型農業や地産地消の推進等の取組を進めます。
有害鳥獣対策業務の見直し	カラスやハクビシンなどの有害鳥獣による生活被害に対し迅速かつ効率的に対応するため、平成20年度に経済局農業振興センターが所管している鳥獣保護法関係事務等を健康福祉局動物愛護センターに移管します。
市境界業務と土地境界査定業務の統合	類似性の高い業務の効率性を高めるため、平成21年4月に市境界業務と土地境界査定業務の統合を図ります。
街区表示板等維持管理業務の各区建設センターへの移管	より機動力や柔軟性を高めるため、街区表示板等の維持管理業務を、平成21年度から各区建設センターへ移管します。
検査管理業務の一元化	平成21年度に工事検査管理部門を一元化し、共有化できる単価表や歩掛の改定なども含めた工事検査管理業務の公平性を高めます。
エレベーター等の維持管理業務の統合	エレベーターやエスカレーターなど、増加するバリアフリー施設の維持管理について、各区建設センターから建設局へ業務を集約し、安全性に配慮した適切なメンテナンスを推進します。
消防署所の適正配置と消防力の整備に向けた取組	平成19年度をもって玉川、宮内出張所を廃止し、複雑多様化する災害に適切かつ効果的に対応するための指揮情報隊を各消防署に配置するとともに、中原消防署及び小田中出張所のポンプ車を4人乗車から5人乗車体制にし、消防力の強化を図ります。

② IT技術の活用等

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
システム全体の最適化の推進	平成19年度に策定する「システム全体最適化計画」に基づき、システムのオープン化、機器の統合、集中管理化などを進め、機能的、効率的かつ安全な形態にシステムを再編成することにより、システムに係る経費の適正化を図ります。
戸籍業務の電算化に伴う執行体制の見直し	戸籍電算化による定量効果としての職員削減及び戸籍入出力業務へのオペレーター導入により、効率的な執行体制を構築します。
国民健康保険業務の効率化	「国保ハイアップシステム」の導入により、複雑化する医療給付事務や増大する保険料収納事務の効率的な執行体制を構築します。
給水装置工事事務処理業務の効率化	給水装置工事の受付から検査完了までの業務を電子化し、事務処理の迅速化によるサービスの向上を図ります。

③ 非常勤職員の活用等

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
戸籍住民基本台帳業務執行体制の見直し	証明発行業務については、順次非常勤化を図ります。
焼却灰運搬業務執行体制の見直し	処理センターの焼却灰運搬業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。
し尿処理・圧送業務執行体制の見直し	入江崎クリーンセンターのし尿処理・圧送業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。
廃棄物中継輸送業務執行体制の見直し	加瀬クリーンセンターの廃棄物中継輸送業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。
廃棄物海面埋立業務執行体制の見直し	浮島埋立事業所の廃棄物海面埋立業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。
福祉事務所生活保護業務執行体制の見直し	生活保護受給世帯の増加傾向が継続する中、より効率的・効果的な生活保護業務執行体制を構築します。
公立保育所職員配置基準の見直し	保育所の効率的な運営を図るため、国基準や他都市及び市内社会福祉法人が運営する保育所を参考に見直しを図ります。
水道コーナー執行体制の見直し	各区役所の水道コーナーについては、給水装置完成図の電子化等に伴い非常勤化などを図ります。
市バス公募嘱託乗務員等の活用	乗務員の退職動向等にあわせて、公募嘱託乗務員等の活用を図ります。

(3) 民間部門を担い手とする公共サービスへの転換

「民間でできるものは民間で」という基本原則のもとで、これまでも民間活力の導入に取り組んできましたが、社会経済状況が変化する中で、公共サービスの担い手として着実に成長を遂げている民間部門の提供するサービスの領域は、年々拡大しています。

そうした中で、民間部門を提供主体とするべき公共サービスについては、民間部門をどのように活用して、本市はどのような役割を果たしていくのかを見極めたうえで、積極的に民間活用を図ります。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
自動車運転業務の見直し	迅速かつ柔軟な機動力の確保が求められる災害時の対応等を踏まえ、直営で確保しておくべき車両台数を検証したうえで、タクシーチケットや委託化等の拡大を図ります。
区役所管理運営の効率化	区役所の電話交換業務については、委託化を進めるとともに総合コンタクトセンターの活用を図ります。
交通安全指導業務の委託化	休日、夜間の開催に対応するために、平成20年度から委託化します。
消費者育成啓発業務執行体制の見直し	消費者に係る啓発業務については、委託化を含めた執行体制を見直します。
勤労者福祉共済業務の委託化	平成20年度に厚生事業等の業務を委託化し執行体制の効率化を図ります。さらに効率的・効果的な運営手法を検討し、会員管理、給付事業などの業務を平成22年度までに委託化します。
競輪場投票業務の委託化	車券の発売・払戻業務等の委託化を進めます。
廃棄物収集・処理業務の委託化	家庭から排出される粗大ごみや小物金属などの収集、処理業務を委託化します。
福祉関係団体事務の見直し	団体と行政の関わり方について、その団体の自主性を強化する観点等から見直します。
あんしんセンター事業の運営	現在市内3箇所で実施しているあんしんセンターについて、平成20年度から各区社会福祉協議会で実施することにより、(福)川崎市社会福祉協議会から派遣職員を引き上げます。
保育園調理業務の委託化	保育園の調理業務については、委託化を推進しつつ、安定的かつ効率的に給食を提供します。
住宅整備・保全業務の委託化	公営住宅の整備・保全業務の設計、工事監理については、委託化を進めます。
公共施設・設備保全業務の委託化	公共施設の整備・保全業務の設計、工事監理については、委託化を進めます。
学校給食調理業務の委託化	学校給食調理業務については、委託化を推進しつつ、安定的かつ効率的に給食を提供します。

(4) 公の施設等の効率的な管理運営

公の施設については、安全で良質な施設サービスを提供するため、最適な管理運営手法の検討を進めます。

また、本市が自ら管理運営している施設のうち、必ずしも直営である必要がないと考えられる施設については、その設置目的や制度の趣旨を踏まえた上で、譲渡や指定管理者制度の導入など、最適な運営主体の選択と効率的な運営手法の検討を進めます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
農政組織の再編に伴う緑化センターの移管	都市緑化植物園(緑化センター)を平成20年4月に環境局に移管し、緑の普及啓発など都市緑化推進の場として、効率的な管理運営を行います。
長寿荘宿泊事業の廃止と管理運営手法の見直し(再掲)	施設の老朽化や利用者が減少している現状等を踏まえ、宿泊事業及び日帰り招待事業等を平成19年度をもって廃止します。また、宿泊事業等廃止後は、他の老人福祉センターと同様に多様化する市民ニーズに効率的かつ効果的に対応するため、今後、指定管理者制度を導入します。
特別養護老人ホームの運営	公設の特別養護老人ホーム8施設については、平成22年度末まで指定管理者による管理運営を継続するとともに、平成23年度以降の管理運営手法のあり方について施設譲渡も含めて検討します。
恵楽園の運営	平成22年度末まで指定管理者による管理運営を継続するとともに、平成23年度以降の管理運営手法のあり方について施設譲渡も含めて検討します。
介護老人保健施設三田あすみの丘の運営	経費節減を図りながら市民サービスの向上を図るため、平成21年度から民間事業者による運営に変更します。
障害者福祉施設の運営	指定管理者制度により運営している障害者福祉施設については、平成22年度まで指定管理者による管理運営を継続するとともに、平成23年度以降の管理運営手法について施設譲渡も含めて検討します。
わーくす高津の運営	障害者就労支援施設の効率的・効果的な管理運営を図るため、平成20年度からわーくす高津に指定管理者制度を導入します。
生田緑地及び生田緑地内博物館等施設の一体的管理	生田緑地及び生田緑地内の岡本太郎美術館、青少年科学館、日本民家園については、一体的かつ効率的な管理運営を図ります。

(5) 協働による課題解決に向けたしくみの構築

市民の価値観や地域を取り巻く環境の変化等により、地域課題の解決や日常生活における利便性の向上に向けた取組の担い手として、さらには公共サービスの担い手として、市民、NPO、民間企業、大学などの様々な主体が、地域において多様な活動を展開しています。

こうした中で、「協働」という手法を効果的かつ積極的に活用することにより、市民ニーズや地域課題の解決に向けたサービス提供や取組が可能となるものについては、そのしくみを積極的に構築します。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
協働型事業の推進	平成19年度策定の「川崎市協働型事業のルール」に基づき、既存事業を協働型事業に転換する取組などを推進します。
市民協働による公園等維持管理の推進	市民に身近な公園等を「地域の庭」としてより柔軟に活用してもらうため、公園管理運営協議会の設置拡大に向けた取組を推進します。
学校教育施設の地域管理化の推進	学校教育施設の管理については、引き続き地域管理化を推進するとともに、児童生徒の在校時と土日・夜間の施設開放時の管理形態を分けるなどのセキュリティ対策についても取り組みます。

2 効率的な行政経営基盤の確立

(1) 新たな人事・給与制度を活かした人材育成と意識改革の推進

人事・給与制度については、これまでも、旧来の横並び意識が強い年功序列的なものから、能力・実績を重視し、職員の能力を最大限に引き出すインセンティブに富んだ制度への転換をめざして、新たな人事評価制度の導入や給料表、昇給制度の見直し等を着実にを行い、社会経済環境の変化に合わせて、給料水準の引下げや特殊勤務手当等の諸手当の見直しを実施してきました。

また、福利厚生制度についても、健康保険料の事業主と被保険者の負担割合、福利厚生事業公費負担の見直しなどを推進してきたところです。

この間の取組により、これまでの改革プランにおける人事・給与制度改革の目標は概ね達成されたところですが、地方分権や本市の行財政改革が進展する中で、的確な市民サービスを提供するためには、人材育成と意識改革のさらなる推進がますます重要度を増しています。

したがって、今後もこれまでの取組で構築した制度等を効果的に機能させて、職員一人ひとりが公共サービスの責任主体として能力を最大限に発揮し、市民サービスの向上につなげていく取組を着実に推進します。

また、こうした制度が、環境の変化に的確に対応し、市民の理解が得られるものであるために、国や他都市等の動向も見据えながら、引き続き見直しを進めます。

取組事項	取組の概要・方向性
<p>的確な市民サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成と意識改革の推進</p>	<p>平成19年6月に策定した「第2次川崎市人材育成基本計画」に基づいて、「職員一人ひとりが公共サービスの責任主体」との意識を徹底し、行政のプロとしての職員を効果的、計画的に確保・育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆多様な人材の確保 職員構成に配慮した計画的な採用、面接を重視した人物本位の採用、経験者採用の拡大、任期付任用制度の拡大等を進めます。 ◆新たな人事評価制度を活用した人材育成 人事評価制度を人材育成を効果的に進めるための主要ツールと位置付け、評価者(管理監督者)のスキルアップ、評価結果の反映拡大などを推進し、効果的な目標達成と職務遂行を通じた人材育成を進めます。 ◆能力・実績に基づく人材登用、適材適所の人事配置の推進 係長昇任選考対象職種の拡大や特定の事業の推進に向けて職員を募る「庁内公募」などを進めます。 ◆複線型の人事制度の導入に向けた取組 職員自らがキャリアプランを設計できるシステムを構築し、専門性、専任性を重視した人事コースの整備に向けた検討などを進めます。

取組事項	取組の概要・方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ◆女性人材の育成・活用に向けた取組 女性が管理監督者としても能力を発揮できるよう育成を図りながら、積極的な活用を進めます。 ◆効果的な研修の実施 課長補佐研修・係長昇任前研修など早期の能力開発、局別研修実施体制の強化などを進めます。 ◆局別人材育成計画の推進 計画の着実な推進に向けた進行管理、計画の見直しなどを進めます。 ◆コンプライアンス(法令遵守・公務員倫理)の確立 研修での取組の充実、懲戒処分等の厳正な運用などを進めます。
<p>職務・職責と勤務実績に基づくインセンティブに富んだ給与制度の定着</p>	<p>国における公務員制度改革の動向等を踏まえながら、給与制度の見直しを行っていくとともに、業務実態の変化等の状況を見据え、引き続き次の取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆昇給及び勤勉手当の見直し 人事評価制度の評価結果をより反映したものとするなど、能力・実績主義に基づく給与制度の定着に向けた取組を行います。 ◆給料表再編の検討や構造の見直しなど より職務・職責の内容に見合った給料とするための検討を行います。 ◆諸手当の見直し 各手当の趣旨を勘案した諸手当の見直しについて引き続き取り組みます。
<p>社会経済環境の変化に合わせた福利厚生制度の再構築</p>	<p>市民の理解が得られるよう社会経済環境の変化に合わせて事業のあり方を見直しながら、市民サービスの向上に向けて職員が能力を最大限に発揮できるよう事業・制度の再構築を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保険料負担割合の均衡 平成20年度に事業主と被保険者との負担割合について均衡(50対50)を図ります。 ◆福利厚生事業の見直し 職員の互助組織である職員厚生会の各種事業について、民間との均衡、費用対効果等の観点から、公費負担の見直しを図っていきます。また、福利厚生事業として管理運営している施設の廃止や縮小を含めて検討を進めます。 ◆健康保険組合と職員共済組合の統合 社会保障制度改革に伴い、共済組合の全国市町村職員連合会への加入や、健康保険組合と職員共済組合の統合に向けた取組について、国及び他都市との調整を図りながら、着実に進めます。 ◆安全衛生及び健康管理に関する対策の強化、推進 疾病予防対策、メンタルヘルス対策の推進、強化など職員が健康で能力を最大限に発揮できるような職場環境づくりを進めます。

(2) 出資法人の効率的な経営とあり方

本市では、「出資法人の経営改善指針」に、本市及び出資法人が取組むべき課題を明示して、出資法人の統廃合を進めるとともに、補助金、委託料、役員数、市派遣職員数の削減などの成果をあげてきました。また、第2次改革プランにおいて、出資法人ごとの改革の方向性を示し、それに沿った改革を進めてきました。

今後もこれまでの取組を進めるとともに、行政改革推進法の施行や指定管理者制度の導入等、社会経済環境の変化を踏まえて、改めてより厳格な評価を行いながら、出資法人を活用している事業のあり方について見直していく必要があります。

その際には、従来から行ってきた債務保証や損失補償による本市の財政的支援についても、慎重に対応する必要があります。

① 出資法人の自立的な経営に向けた取組の推進

今後、出資法人は公共サービスの提供主体として自立していく必要があります。そのために、法人自らが経営の視点に立った継続的な改善を実施するしくみづくりを行い、市の施策目的に沿った公益性を最大限に発揮するよう誘導します。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
目標管理手法の確立と事業の見直し	各出資法人は、客観的数値目標を設定した新たな経営改善計画を策定し、それに沿った取組を進め、新点検評価システムを活用して事業効果や採算性を検証し、さらなる改善を図るといった、PDCAサイクルを確立します。 一方、本市は毎年法人の提出した成果を評価し、法人を活用した事業の内容や執行体制を見直し、公共サービスの質と費用対効果の向上を図ります。
内部プロセスの最適化への取組	事業執行体制における人や費用バランスの最適化を図り、採算性を向上させるため、法人の経営状況に見合った給与体系への見直しや組織体制のさらなる効率化を進めます。 また、目標の明確化や組織の活性化を図るため、人事評価制度の導入について指導を継続します。

② 法人のあり方に沿った市の関与の適正化

国の公益法人制度改革における状況等を踏まえながら、改めて出資法人の存在意義や事業効果を検証し、法人そのもののあり方を見直していきます。また、法人の自立の観点からも、引き続き本市の財政的・人的支援等の縮小を図り、法人のあり方に沿った関与の適正化を推進します。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
新たな公益法人制度改革への対応	公益法人制度改革関連3法に基づく新しい制度では、第三者機関の審査により、施行後5年間の移行期間中に、公益法人と一般法人に再整理されることから、改めて法人の公益性を問い直し、法人の位置付けに沿った取組を進めます。
財政的・人的関与の見直し	補助金については、原則として3年間で5%の削減を図るなど、引き続き財政的・人的関与の適正化を進めます。
本市財政運営との連携や支援のあり方の検討	財政健全化法では、出資法人も含めた連結決算による財政の健全性を図ることになっており、こうした観点からも、出資法人の経営改善やあり方について検討を進める必要があります。 また、法に定める健全化指標のひとつである「将来負担比率」は、出資法人への債務保証及び損失補償も併せたものとなっていることもあり、公共性や公益性等を考慮して限定的に実施してきた債務保証及び損失補償の設定については、より慎重に対応します。

③ アカウンタビリティ(説明責任)の向上

出資法人に関する情報開示を拡大し、透明性を高めることにより、本市の関与に対する説明責任を果たすとともに、出資法人自らの改革を誘導していきます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
新点検評価システム結果の公表	出資法人の事業効果、使用料や税の減免、人件費等のコストなど、採算性についての評価結果を、毎年度ホームページに公表します。
法人情報の開示範囲の拡大	毎年度「出資法人の現況」に公表してきた法人の財務情報等に加え、給与情報等も公表し、出資法人の透明性を高めます。

④ 各出資法人の取組の推進

第2次改革プランにおいて、「統廃合や民営化を行う法人」とされた3法人のうち(財)川崎市在宅福祉公社は平成17年度に廃止し、現在、平成19年度の廃止に向けて(財)川崎市建設技術センターが手続きを進めています。残る(福)川崎市社会福祉事業団については、民営化の実施時期や手法等を検討しています。

また、「3年以内に抜本的な法人のあり方を決定する法人」とされた7法人では、社会経済状況の変化などを踏まえながら、各法人の「あり方検討会」の中で、検討を進めています。

さらに、「指定管理者の指定動向等により事業の見直しを行う」とされた法人では、今後の方向性を見定め、十分な事業の精査を行ったうえで再整理や見直しを実施し、制度導入後は指定状況に応じた対応を図っています。

こうした取組や検討の結果を踏まえた上で、出資法人全体の改革に加え、法人ごとの改革の方向性についても、新点検評価システムによるデータを用いながら総合的な評価を行い、決定する必要があります。

今後、本市が出資法人を活用していくべき領域は、「本市の関連法人の活用が必要であるもの」と、「特別な事由により本市の関連法人が実施するもの」の2つの領域とし、それぞれに事業実施基準を設定します。

この基準により、法人の基本的な方向性を示した上で、法人の経営状況、事業効果、採算状況といった客観指標からも検証を加えます。

そのうえで、これまでの取組成果やあり方検討の方向性に、これらの結果を照らし合せ、法人を取り巻く社会経済環境の変化や今後の施策上の位置付けなども勘案した上で、総合的な視点から判断し、存続、市の関与の縮小、統廃合、民営化など、今後の法人の方向性について、検討を進めます。

出資法人の活用領域と事業実施基準

ア.本市の関連法人の活用が必要であるもの

- ◆法規制上、本市の関連法人しか実施できないもの
- ◆本市の計画に出資法人の事業として位置付けられているもの
- ◆事業収益を本市に帰属させることが望ましいもの

イ.特別な事由により本市の関連法人が実施するもの

- ◆出資法人以外に実施主体が存在しない領域であるもの
- ◆出資法人が民間事業者と完全に公平で中立な条件で競争できるもの

(3) 特別会計・企業会計の健全化の推進

本市の予算体系においては、一般会計の他に、主に特定の収入をもって特定の事業を行う場合について、特別会計を設立しています。また、特別会計のうち料金収入等により経営を行うものについては、企業会計を設立しています。

しかしながら、こうした設立趣旨であっても、会計によっては、一般会計からの赤字補てん的な繰入金に依然として存続しており、今後とも、こうした繰入金に頼らない自立した財政運営が求められています。

したがって、本来は特別会計や企業会計に限らず一般会計においても、使用料などの特定の収入をもって特定の事業を行うべきものについては、そうした原点に立ち返って、現在の運営状況を見直すべきものであることから、事業の必要性や妥当性を検証しながら、執行体制、受益と負担のあり方、債権確保策などについて見直しを行い、市民生活に必要な公共サービスを効率的かつ効果的に行うための施策・制度・体制の再構築を図ります。

① 特別会計の健全化の推進

本市の特別会計の中には、一般会計からの基準外の繰入金により、収支を均衡させている会計が多数あります。こうした状況を早期に打開するため、会計の自立をめざし、効率的な事業執行に努め、あわせて債権確保策の強化を図ります。

【主な取組】

事業名称	取組の概要・方向性
国民健康保険事業	会計の収支均衡を図るため一般会計からの多額な基準外の繰入金が存在しています。特別会計の設立の主旨からも、基準外繰入金の縮減に向けて国民健康保険料について、負担の公平性と保険料収納率の向上を図る必要があります。
介護老人保健施設事業	介護老人保健施設三田あすみの丘について、経費節減を図りながら市民サービスの向上を図るため、平成21年度から民間事業者による運営に変更するとともに、会計の閉鎖を行います。
勤労者福祉事業	会計の収支均衡を図るため一般会計からの基準外の繰入金が存在しています。平成20年度に厚生事業等の業務を委託し、経費の縮減に努めます。一般会計からの繰入金を想定した財政構造となっており、特別会計の設立の主旨からも、会計の存廃も含めた検討を行います。
墓地整備事業	墓地使用料について、前回改定から10年程度経過していることから、他都市の状況や民間墓地の価格を考慮し、見直しについて検討します。
生田緑地ゴルフ場事業	収益事業であることから、効率的・効果的な施設整備や事業運営を進めるとともに、ゴルフ場利用者の拡大を図り、一般会計への繰出金の増により生田緑地全体の管理・運営に寄与します。

② 企業会計（公営企業の経営）の健全化の推進

企業会計については、これまでも、経営の健全化や受益者負担の見直し等を推進し、一般会計からの基準外繰入金の段階的な削減を図り、独立採算による経営が可能となるような財務体質を確立することを目標に改革に取り組んできました。

地方公営企業法全部適用の水道、工業用水道、自動車運送、病院の4事業については、「中期の経営計画」を別途策定し、経営改善に向けた取組を進めていますが、その進捗状況を見極めながら、取組期間終了後の平成22年度以降も、引き続き、基準外繰入金の廃止・縮減に向けた取組を推進していく必要があります。

また、下水道事業については、一般会計からの繰入金が多額に上っていることから、今後の経営の効率化に向けた取組を早急に進め、中長期的な視野に立った改革を促進するとともに、こうした目標を達成するため、平成22年度に地方公営企業法の全部適用をめざします。

【主な取組】

事業名称	取組の概要・方向性
下水道事業	一般会計からの繰入金の縮減と、料金収入により賄う財政構造の構築をめざす必要性から、平成19年4月の専門委員からの「川崎市下水道事業における新財政計画と経営の在り方についての答申」も踏まえて、平成19年度中に「中期の経営計画」を策定し、一般会計からの繰入基準の明確化や、一般会計が経費を負担する雨水対策を含めた適正な事業計画をはじめとした経営の健全化の取組を推進します。
水道事業及び工業用水道事業	平成18年度に公表した「水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」に基づき、将来の需要に見合った給水能力へと見直すため、長期水需要予測の結果を踏まえ、給水能力を見直していくとともに、浄水機能の集約化に向けた取組を進めていきます。 事業規模の適正化や、委託化を推進することにより、組織機構及び執行体制の見直しを進め、経営の効率化による事業費用の抑制に努め、平成22年度の使用負担の軽減に向けた取組を進めていきます。 また、財団法人川崎市水道サービス公社のあり方については、これまで「経営改善計画」を策定し、事業内容の見直し、職員数の削減などについて取組を進めてきましたが、今後も引き続き公社のあり方について検討を進めます。
自動車運送事業	平成21年度までの市バス事業の中期経営計画である「ニュー・ステージプラン」の取組を着実に推進するとともに、これまでに実施した給与水準の見直しや、上平間営業所の管理委託などの改善効果の検証・評価等を行います。 また、今後の乗車料収入の動向が不透明な中で、バス事業を取り巻く経営環境の変化に対応できる安定かつ自立した経営体質を確立するため、さらなる経営改善に向けた新たな経営計画を策定し推進します。
病院事業	平成21年度までを計画期間とする「病院事業経営健全化計画」に基づいた経営改善を推進し、公立病院として、質の高い安全で安心な医療サービスを継続的かつ安定的に提供していきます。 また、今後の医療制度改革の動向や井田病院の再編整備計画を踏まえて、平成22年度を初年度とする新経営健全化計画を策定し、引き続き経営改革に努めていきます。

(4) 債権確保策の強化と財産有効活用の推進

① 債権確保策強化の取組

負担の公平性・公正性の観点から、先に述べたように、受益に対する負担の適正化を図るとともに、安定した公共サービスの提供を維持するためにも、本市の債権を着実に確保する取組を積極的に推進します。

また、国民健康保険料などの税外債権を担当する部門の徴収確保体制の強化に向け、(仮称)川崎市滞納債権管理回収対策会議を設置するとともに、滞納債権の回収に係る支援を行い、市税債権の収納強化と連携して高額・困難案件の滞納処分等を行います。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
市税	職員のスキルアップを図るとともに、債権差押、動産差押、公売を推進するなど、引き続き市税債権の確保に努めます。
介護保険料	負担の公平性と着実な収入確保の観点から、収納対策の強化を図ります。
国民健康保険料	負担の公平性と保険料収納率の向上を図るため、効果的な収納対策を実施するとともに、長期滞納者に対する滞納処分を強化・拡充します。
保育料	負担の公平性と着実な収入確保の観点から、収納対策の強化を図ります。
市営住宅使用料	市営住宅等の使用料滞納者への未払分の支払いについて指導を継続するとともに、費用対効果を考慮した効率的な収納対策の強化を図ります。

② 市有財産の有効活用

継続的で安定的な財源確保に資するため、平成19年度から本格的に開始した「市有財産の有効活用」を積極的に推進し、引き続き土地や建物等の貸付や売却等に取り組むとともに、「有効活用基本方針」を平成19年度に策定し、市有財産のさらなる有効活用を推進します。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
庁舎駐車場の有料化	庁舎駐車場の効率的な利用を促進し、利用者の利便性向上を確保するとともに、収入増を図るため、有料化を進めます。
自動販売機の貸付方式への転換	自動販売機の設置については、使用許可から貸付方式に転換し、入札で好条件を提示した業者と契約をすることにより収入増を図ります。
ネーミングライツの導入	等々力競技場をはじめとするスポーツ施設等に、ネーミングライツを導入し、その収入を当該施設の維持管理経費等に充当します。
箱根施設貸付事業の廃止と当該土地の売却	貸付事業終了に伴い、平成20年度に当該土地を売却処分します。

(5) 入札・契約制度改革の推進

本市は以前から、一般競争入札の拡大や電子入札の導入等に取り組んできましたが、平成16年に、川崎市入札・契約制度改革検討委員会から答申された「入札・契約制度改革への提言」を受けて、価格のみならず品質を重視した受注者決定方式を取り入れることに重点をおいた、入札・契約制度改革を推進してきました。

なお、同様の趣旨である「公共工事の品質確保の促進に向けた法律」が平成17年4月に施行されています。

今後はさらに、障害者の雇用状況や災害時の本市との協力体制などを評価項目として、入札時に参加有資格者を適正に評価し、事業者の技術力や社会的貢献度を向上させることを目的とする「主観評価項目制度」や、価格とともに、工事の効率性、施工時の安全性や環境への影響等、入札者が示す技術提案の内容を総合的に評価し落札する「総合評価落札方式」を取り入れた一般競争入札の実施・拡大に取り組むなど、透明性・公正性・競争性の向上とあわせて、適正な品質や価格が確保できる入札・契約制度改革を継続して推進します。

また、品質の確保やコスト節減をさらに推進するために、設計と施工の一括発注や、民間事業者提案の施工への反映などに取り組むとともに、工程管理、品質管理、コスト管理等の各種マネジメント業務の一元的な委託についても検討していきます。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
主観評価項目を取り入れた一般競争入札の拡大	今年度、工事契約にかかる一般競争のうち約2割については導入を実施している主観評価項目制度について、さらに拡大していくとともに、委託及び物品契約においても導入します。
総合評価一般競争入札の拡大	今年度試行している総合評価一般競争入札について、本格実施するとともに、CSR的な要素を評価項目に加えた入札も実施します。
指名競争入札及び随意契約の結果公表	一般競争入札と同様に、指名競争入札及び随意契約による契約の結果についてホームページで公表することにより、契約の透明性・公平性を担保します。

3 区行政改革の総合的な推進

本市では、「窓口サービス機能中心の区役所から、地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ」を基本方向として、区行政改革に向けた様々な取組を進めています。

また、その一方では、主要駅周辺や大規模工場跡地における開発事業により、大規模マンション等の建設が進む中で、人口急増や自治会・町内会など地域コミュニティの活性化に向けた取組といった、新たな地域課題への対応や、東海地震や首都圏直下型地震などの大規模地震に備えた地域防災力の向上などの取組が求められています。

新・改革プランでは、これまでの経緯や第2次改革プランの期間内における取組成果等を踏まえながら、「地域のことは地域で決めて実行する」ことを原則として、地域社会が抱える様々な課題を、市民との協働により解決していくことをめざして、なお一層の区行政改革を推進するため、区役所機能の強化に向けた取組と組織の再編整備を図ります。

(1) 区役所の機能強化と執行体制の確立

地域における様々な課題を、自ら発見し、市民との協働により解決できる拠点として機能強化を図るための執行体制を確立します。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
総合的な子ども支援拠点としての整備	区における「地域の総合的な子ども支援拠点」としての機能強化に向け、学校をはじめとする関係機関や団体との連携を図るとともに、子どもに関する相談や保健・福祉サービスの提供など、子ども支援関係施策を総合的に推進するため、(仮称)こども支援室を新設します。
区民に身近な都市施設の維持管理体制の構築	道路、公園等の都市施設の維持管理や放置自転車対策等の地域の課題について、地域の状況に応じて迅速かつ的確に対応するとともに、公園緑地や道路、街路樹等の整備から維持管理を一体的かつ効率的に推進するため、公園事務所及び区建設センターの機能再編を図ります。
地域コミュニティの活性化に向けた取組	地域各団体の連携・協力体制や行政の支援方策及び市民が主体的に参加し地域の課題を自ら解決できるような、地域コミュニティのあり方などについて検討し、商店街と地域との連携などを含めた地域コミュニティの活性化を図ります。

取組事項	取組の概要・方向性
地域防災力の向上と防犯対策の推進	地震や風水害等の自然災害の発生時に、地域において自立かつ実効性のある災害対策が図られるよう、防災対策にかかる施策を推進するとともに、地域防災力の向上に向けた取組を推進する体制を構築します。 また、各区の安全・安心まちづくり推進協議会を中心とした地域における自主防犯活動等の充実を図るとともに、区民、事業者、警察及び行政が連携して地域における犯罪の減少と誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。
区内公共施設の管理運営	区内にある保育園やこども文化センター、老人いこいの家、さらには市民館やスポーツセンターなどの施設について、地域における課題解決の場としての利用など、地域の実情に応じた効率的で効果的な管理運営体制を検討します。

(2) 便利で快適な区役所サービスの提供

便利で分かりやすく、満足度の高い窓口サービスを提供するとともに、IT化の推進による利便性の高い行政サービスを提供します。

【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
区役所と支所、出張所等の機能分担と効率化	市民の利便性向上や分かりやすいサービスの提供に向けて、区内の取扱区域を廃止するとともに、戸籍・住民基本台帳及び印鑑登録等の電算化効果などを踏まえ、区役所における効率的・効果的・総合的なサービス提供体制構築の検討を進め、区役所、支所、出張所等の機能再編に取り組みます。 また、支所・出張所における地域振興機能の充実を図り、地域の市民協働拠点としての機能を順次強化します。
区役所転出入窓口の土曜日開設	届出・手続等のための来庁機会の拡大と窓口の混雑緩和を進め、待ち時間を短縮することにより、市民サービス向上を図るため、平成19年10月から第2・第4土曜日の区役所窓口（区民課・保険年金課）開設を試行実施し、試行結果を踏まえて本格実施します。
利便性の高い窓口サービスの提供	高津区及び多摩区におけるISO9001認証取得成果等について検証し、現在各区において個別に実施されている窓口サービス向上の取組にISOの成果を活用していくしくみづくりを推進します。

第5章 新・行財政改革プランの推進体制と進行管理

新・改革プランに基づく改革の進捗状況については、これまでと同様に、毎年度の取組結果などがまとまった時点などに適宜市民や議会の皆様にご報告し、ご意見を伺いながら改革を推進します。

また、毎年度の進捗状況や環境変化に応じて実施内容の具体化及び見直しを随時行っていくために、次の取組を行います。

1 改革に対する意見を伺う委員会の設置

学識経験者等で構成される委員会と市民で構成される委員会を設置し、改革に対する意見を伺います。

学識経験者等で構成される委員会では、改革の進捗状況について報告しご意見を伺うとともに、直面する課題の解決に向け、専門的な観点からのご意見を伺います。

また、市民で構成される委員会では、市民の視点を改革の推進に取り入れていくことを目的として、市民に身近な行財政改革課題についてご意見を伺います。

2 行財政改革推進本部会議の設置

行財政改革を円滑に推進するとともに、情報や意識の共有を徹底するため、市長を本部長とする行財政改革推進本部会議と、各局室区における行財政改革推進本部を引き続き活用します。

会議は、市改革計画の策定や進行管理に関することを中心とした、本市の行財政改革に関する意思決定機関とします。

3 川崎再生ACTIONシステム(事務事業総点検)の活用

全ての事務事業について、行政関与のあり方や事業の妥当性、有効性、効率性、経済性等について点検を行っている「川崎再生ACTIONシステム(事務事業総点検)」を引き続き実施し、点検の結果に基づき、適宜改革の取組事項の見直しを行っていくとともに、予算編成や組織整備・職員配置計画等に反映していきます。

(仮称) 新・行財政改革プラン素案

平成19(2007)年9月

川崎市

(お問合せ先)

川崎市総務局行財政改革室

電話：044-200-2061

FAX：044-200-0622

Email：16gyosys@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY

川崎市